

第 2 期

夕張市
子ども・子育て支援事業計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和 2 年 3 月

夕張市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画策定に関わる制度等の動向	2
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	5
第6節 計画の対象	5
第2章 夕張市の子ども・子育てを取り巻く状況	7
第1節 数値からみた状況	7
第2節 アンケート調査結果	15
第3節 第1期計画の達成状況	26
第4節 夕張市の子ども・子育て支援の課題	29
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	31
第1節 基本理念	31
第2節 基本目標	32
第3節 施策の体系	33
第4章 施策の展開	35
基本目標1 子どもの健全育成	35
基本目標2 安心して子育てができる生活環境の整備	38
基本目標3 全ての子どもとその家庭の安全確保	41
基本目標4 地域における子育て支援	44
第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等	47
第1節 教育・保育提供区域の設定	47
第2節 幼児期の学校教育・保育、量の見込みと確保の方策	49
第3節 地域における子育ての支援(地域子ども・子育て支援事業)	53
第6章 計画の推進体制	61
第1節 関係機関等との連携	61
第2節 計画の達成状況の点検・評価	61
資料編	62
夕張市子ども・子育て会議設置要綱	62
夕張市子ども・子育て会議 委員名簿	64
計画の策定経過	65
用語解説	66

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 少子化の進行と子育て支援のはじまり

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（平成17年4月1日施行、10年間の時限立法）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「夕張市次世代育成支援地域行動計画（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）」を策定し、子どもと子育て世帯への施策を総合的かつ計画的に進めました。

2. 「子ども・子育て支援新制度」がスタート

平成24年8月、待機児童問題の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育と地域の子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するため「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この法律に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。一方で、それまでの「次世代育成支援地域行動計画」の策定は任意に行うこととなり、市町村それぞれの判断で、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することも可能となりました。

3. 夕張市子ども・子育て支援事業計画

本市では、子どもの施策を総合的かつ計画的に進め、さまざまな課題の解決に取り組むため、幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を「第1期 夕張市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）として平成27年3月に策定しました。

その後、毎年度の評価・点検を経ながら計画を推進してまいりましたが、第1期計画期間が令和元年度で終了するため、このたび、令和2年度から令和6年度の5年間で計画期間とする「第2期 夕張市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定することとなりました。

第2節 計画策定に関わる制度等の動向

本計画策定の根拠法となる「子ども・子育て支援新制度」の施行以後、国では社会情勢に応じた各種制度等が示されました。

▶ 子ども・子育て支援新制度

平成24（2012）年8月、待機児童問題の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育と地域の子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するため「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この関連3法に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27（2015）年4月にスタートしました。

▶ 子どもの貧困対策の推進

平成26（2014）年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策に関連して、平成27（2015）年12月に開かれた国の「子どもの貧困対策会議」では、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」と「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の実施が決定しました。令和元（2019）年6月には同法律が改正され、子どもの貧困対策に関する計画策定が市町村の努力義務となりました。

▶ 児童虐待防止への取組強化

平成28（2016）年の児童福祉法改正では、児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るため、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。また、令和2（2020）年4月に施行（一部を除く）される改正児童虐待防止法では、しつけに際しての子どもへの体罰禁止、児童相談所の体制強化などが盛り込まれます。

▶ 障害児福祉計画の法定化

平成28（2016）年6月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、医療的ケア児に対する支援や障害児福祉計画の策定が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針には、子ども・子育て支援と深く関係する事項も盛り込まれ、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備などの必要性があげられています。

▶ 待機児童解消への取組強化

平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取組強化策「子育て安心プラン」は、平成29（2017）年11月、内閣府から当初の予定を前倒して進める旨の発表が行われました。

▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になりました。無償化は地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）なども対象となっています。

■ **子ども・子育て支援法** ■

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■ **次世代育成支援対策推進法** ■

(市町村行動計画)

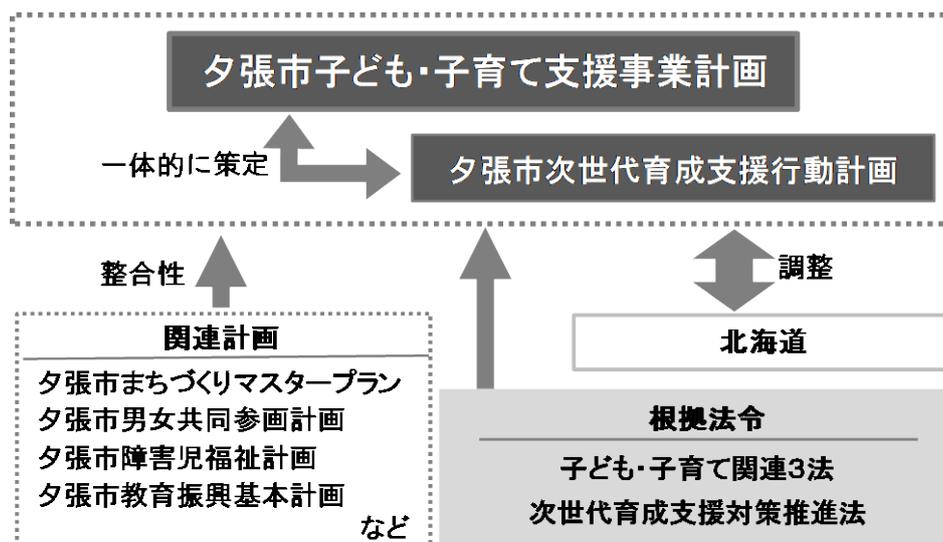
第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、第1期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含した一体の計画として策定します。

そして、財政再生計画に位置づけられる「夕張市まちづくりマスタープラン」をはじめ、その他の関連計画との整合を図っています。



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期夕張市 子ども・子育て支援事業計画					第2期夕張市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要に応じて見直し				見直し

第5節 計画の策定体制

1. 夕張市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「夕張市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

● 子ども・子育て会議の位置づけ ●

■ 子ども・子育て支援法第77条第1項 ■

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2. 市民アンケート調査の実施

市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するとともに、回答結果を教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料としても活用するため、「夕張市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施しました。

※結果の概要は第2章、第2節に掲載しています。

3. パブリックコメントの実施

令和2年3月19日から令和2年3月25日にかけて、市の公式サイト等における意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民から広く意見を募りました。

第6節 計画の対象

本計画の対象は、本市に在住する乳幼児期を中心に、おおむね18歳までの子どもとその保護者及び地域において子ども・子育てに関わる全ての関係機関並びに関係者を対象としています。

第2章 夕張市の子ども・子育てを取り巻く状況

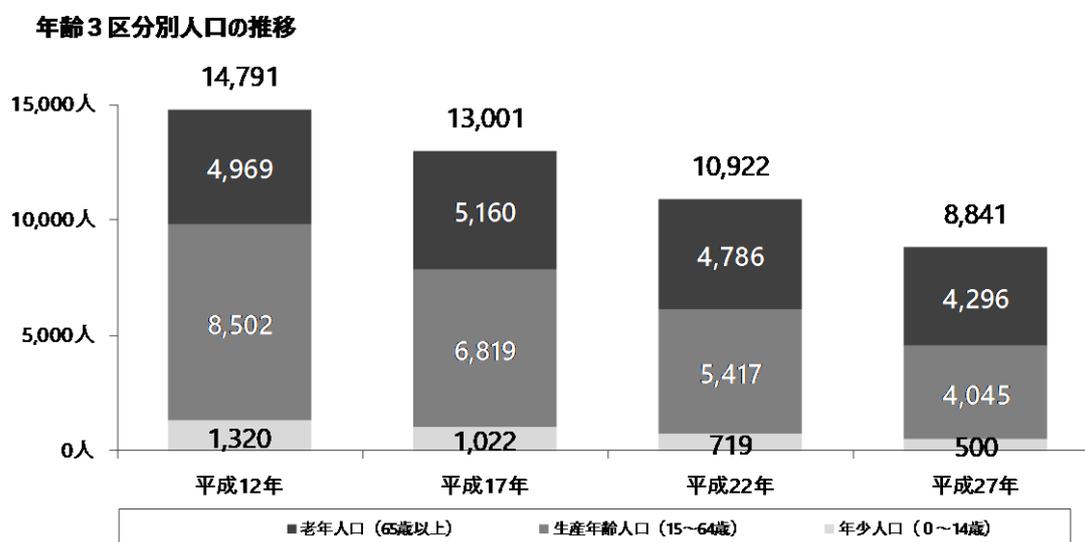
第1節 数値からみた状況

1. 人口動態と子どものいる世帯

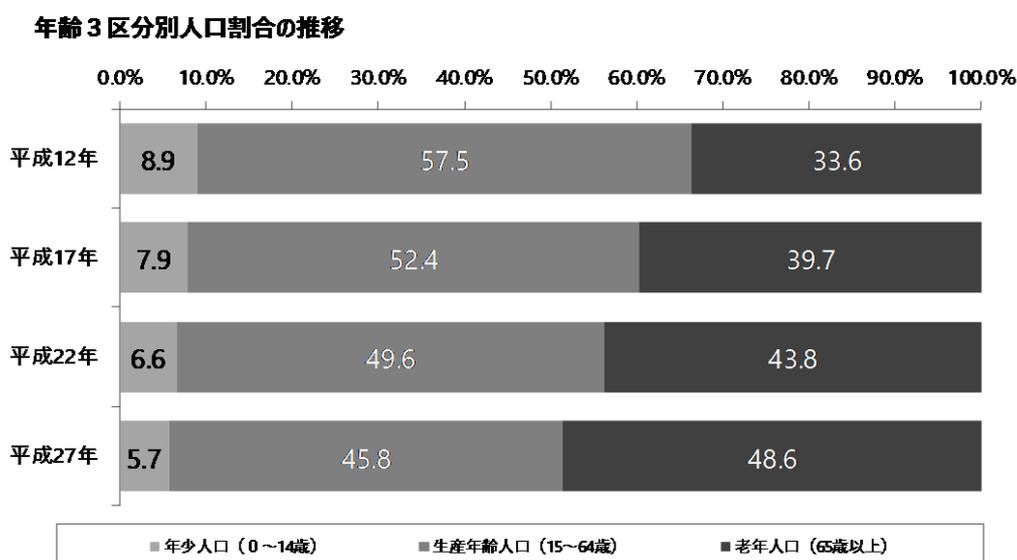
年齢3区分別人口と割合

国勢調査による本市の人口総数は、平成12年に14,791人でしたが、平成27年には5,950人減少し8,841人となっており、減少傾向にあります。

年齢3区分別人口をみると、平成27年では0～14歳（年少人口）は500人、15～64歳（生産年齢人口）は4,045人、65歳以上（老年人口）は4,296人で、平成12年から平成27年にかけて総人口に占める年少人口の割合は減り、老年人口の割合は増えていることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

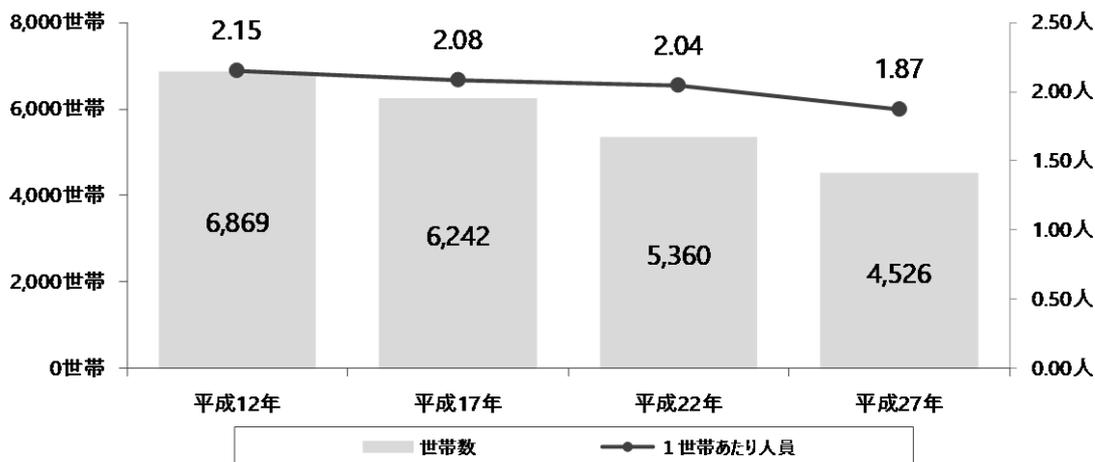
世帯の状況

国勢調査による本市の世帯数の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて2,343世帯減り、平成27年では4,526世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員についても減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

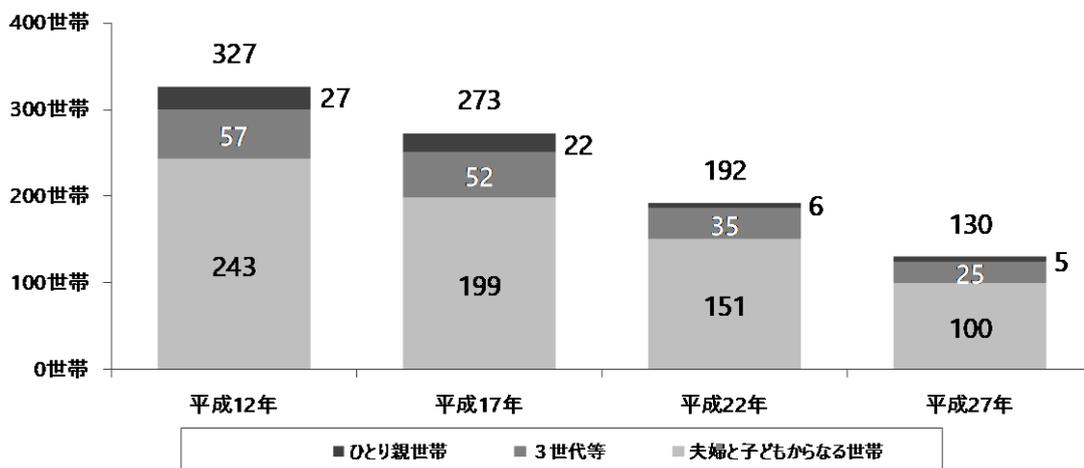
一般世帯のうち、6歳未満の子どもがいる世帯の状況をみると、平成27年では夫婦と子どもからなる世帯が100世帯、3世代等が25世帯、ひとり親世帯が5世帯となっています。

世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

6歳未満の子どもがいる一般世帯の推移



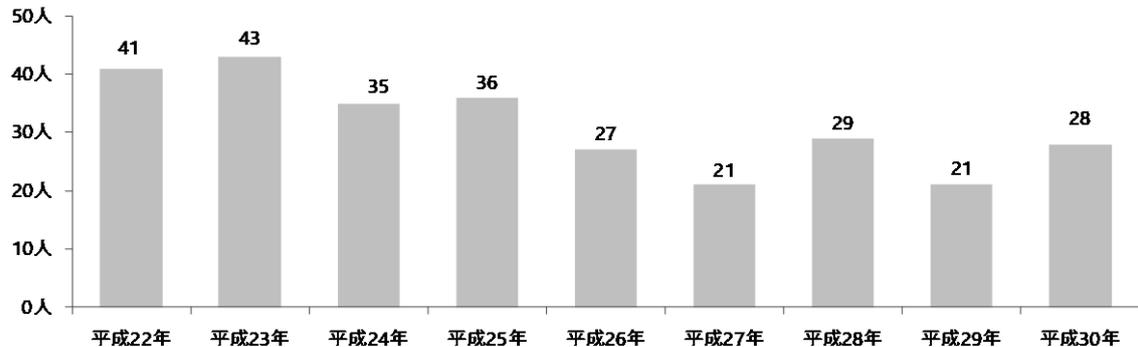
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 自然動態と社会動態の動向

出生数の状況

本市の出生数は、平成22年以降おおむね減少傾向にあり、平成30年1月1日現在は28人となっています。

出生数の推移



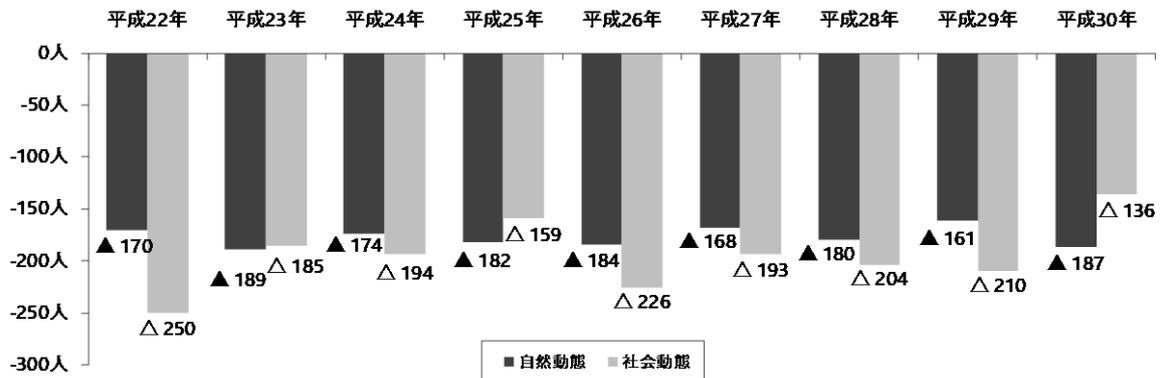
資料：総務省 住民基本台帳

※平成22～25年は3月31日現在、平成26～30年は1月1日現在 日本人出生数のみ

自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）及び社会動態（転入－転出）は、いずれもマイナスで推移しており、平成30年では、自然動態がマイナス187人、社会動態がマイナス136人となっています。

自然動態・社会動態の推移



資料：総務省 人口動態統計（各年1月1日から12月31日）

3. 女性の働く環境

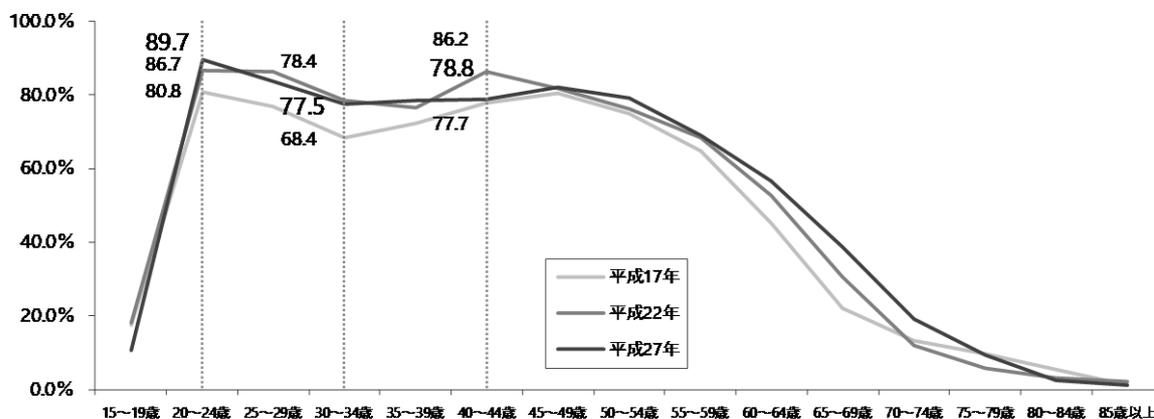
女性の就労状況の変化

国勢調査による本市の女性の労働力率（労働力人口／15歳以上の5歳年齢別人口）をみると、結婚・出産期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。

しかし、平成17年から平成27年にかけて、共働き世帯の増加から20～44歳の出産年齢層は総じて労働力率が増加しており、M字の谷もゆるやかになっています。

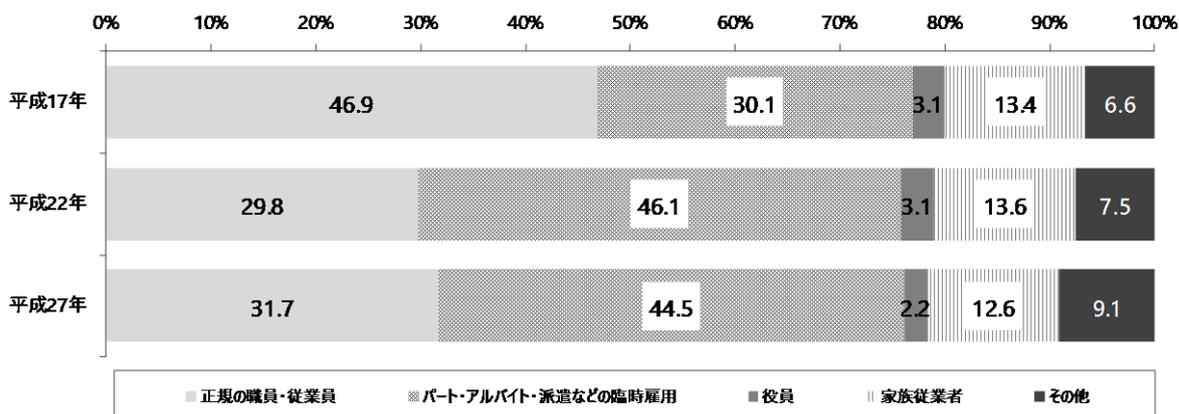
また、従業上の地位別従業者割合をみると、平成17年から平成22年にかけて正規の職員・従業員の割合が減少し、パート・アルバイト・派遣などの臨時雇用の割合が増加しています。

女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（総務省統計局）各年10月1日現在の数値を基に作成

従業上の地位別従業者割合の推移



資料：国勢調査（総務省統計局）各年10月1日現在の数値を基に作成

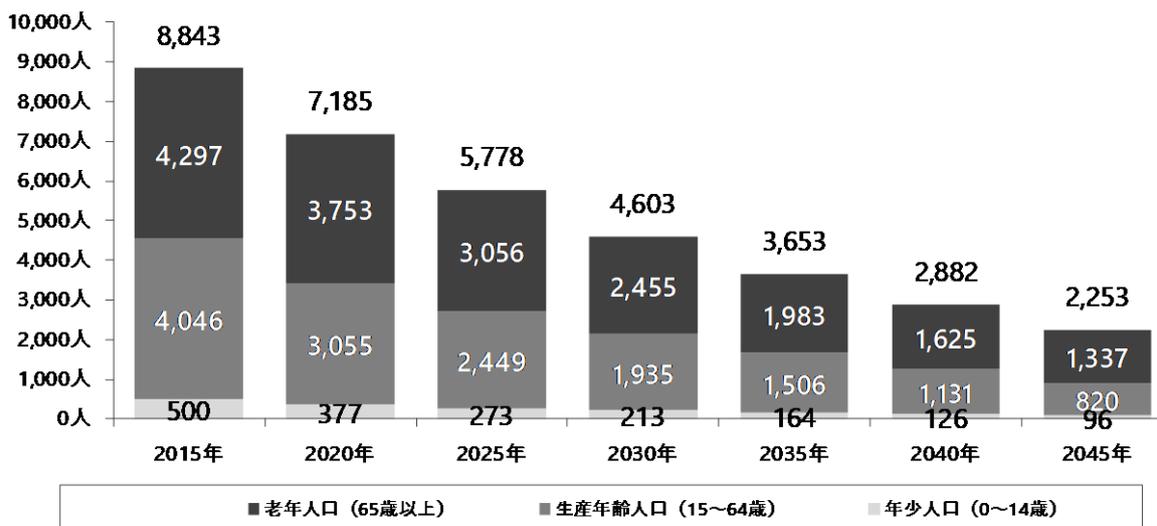
4. 人口推計

将来人口推計における年齢3区分別人口と割合

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来の総人口推計をみると、2015年の8,843人から、30年後には6,590人減少し、2,253人となる予測です。

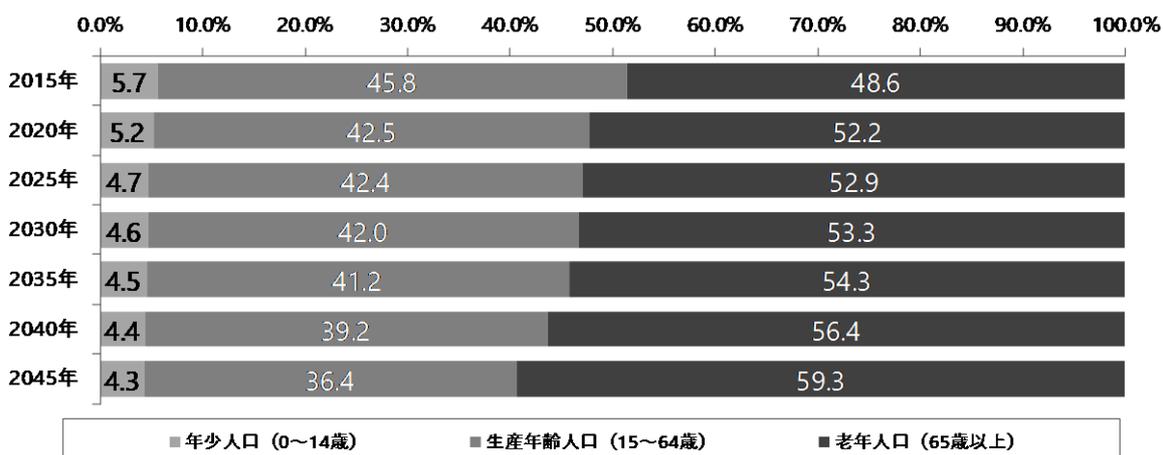
また、年齢3区分別人口割合をみると、2045年には年少人口（0～14歳）の割合は4.3%となる予測です。

年齢3区分別人口の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所

年齢3区分別人口割合の推移



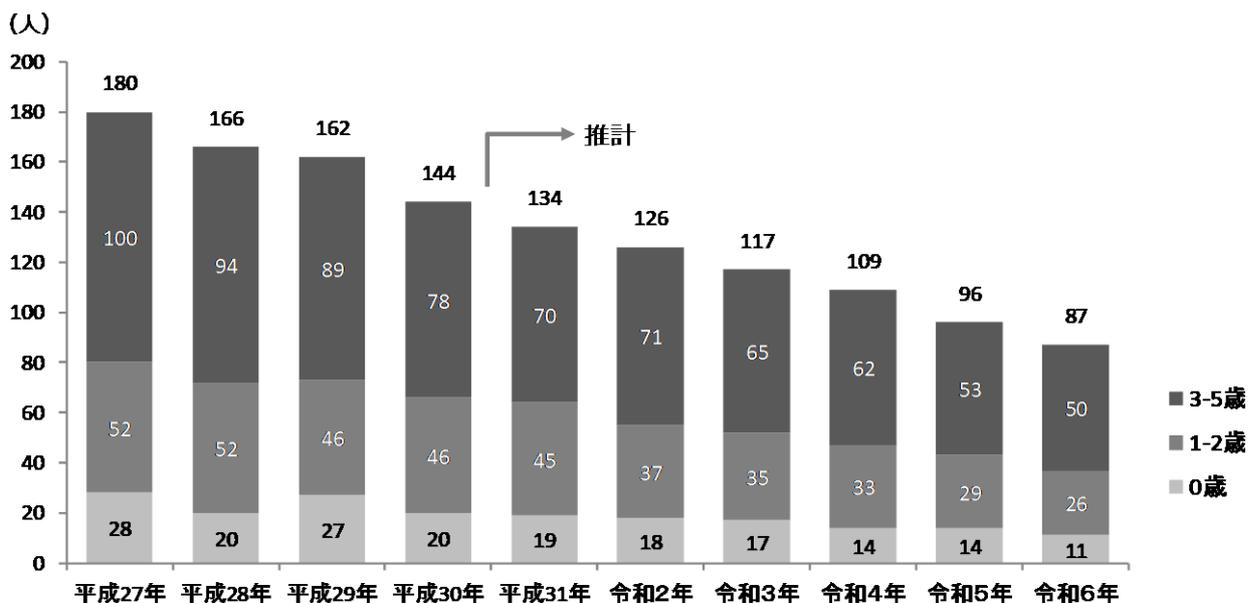
資料：国立社会保障・人口問題研究所

子どもの人口推計

本市の0～5歳の子どもの人口は減少傾向にあり、平成31年4月1日時点では134人ですが、令和6年には47人減少して87人となる予測です。

	実績				推計						伸び率 (平成31→ 令和6年度)
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	28	20	27	20	19	18	17	14	14	11	-42.1%
1歳	25	26	20	26	19	18	17	16	13	13	-31.6%
2歳	27	26	26	20	26	19	18	17	16	13	-50.0%
3歳	36	27	26	26	20	26	19	18	17	16	-20.0%
4歳	29	37	27	25	26	20	27	19	18	17	-34.6%
5歳	35	30	36	27	24	25	19	25	18	17	-29.2%
6歳	38	33	29	36	26	23	23	17	23	16	-38.5%
7歳	39	37	32	28	35	25	22	22	16	21	-40.0%
8歳	40	39	36	31	28	34	25	22	23	17	-39.3%
9歳	34	41	38	37	32	29	35	26	23	25	-21.9%
10歳	36	33	37	37	34	29	26	33	24	22	-35.3%
11歳	35	37	32	36	37	34	29	26	33	24	-35.1%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (平成31→ 令和6年度)
0歳	28	20	27	20	19	18	17	14	14	11	-42.1%
1-2歳	52	52	46	46	45	37	35	33	29	26	-42.2%
3-5歳	100	94	89	78	70	71	65	62	53	50	-28.6%
小計	180	166	162	144	134	126	117	109	96	87	-35.1%
6-8歳	117	109	97	95	89	82	70	61	62	54	-39.3%
9-11歳	105	111	107	110	103	92	90	85	80	71	-31.1%
合計	402	386	366	349	326	300	277	255	238	212	-35.0%



- 平成27～30年の各4月1日時点の住民基本台帳人口から平成27→28年、平成28→29年、平成29→30年の過去3区間のコーホート変化率を算出し、平成31～令和6年の各4月1日時点の人口を推計した。(コーホート変化率法)
- 0歳児人口は、平成25～29年の母親年齢5歳階級別(15歳～49歳)の実績出生数、推計女子人口、から推計出生率を算出。

5. 教育・保育施設の状況

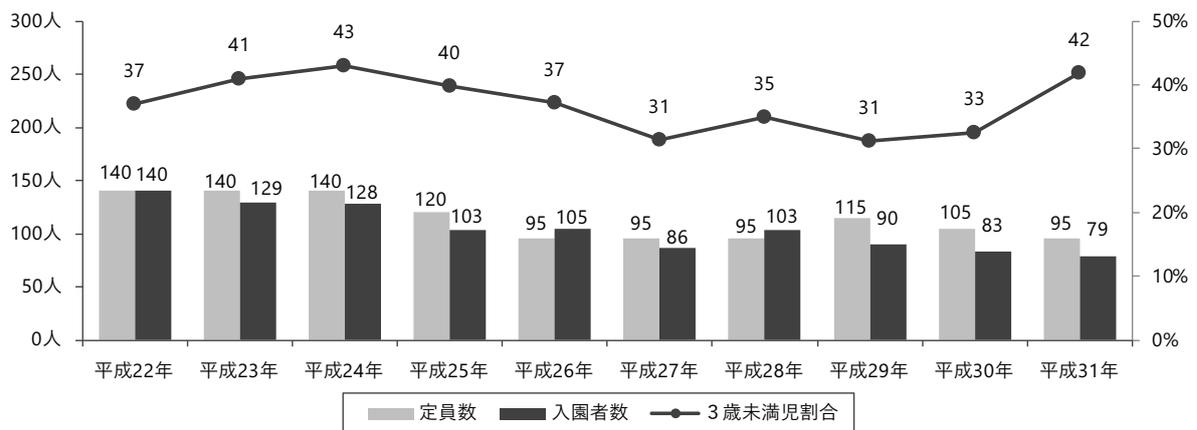
認可保育園の利用状況

＜施設数＞平成31年4月1日現在、3か所（新夕張保育園、清陵保育園、沼ノ沢保育園）

入園者数は、平成22年に140人でしたが、以降、増減を繰り返しながら、おおむね減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在、79人となっています。一方、3歳未満児割合は平成22年に37%であったのに対して、平成31年では42%と増加しています。

定員数は、入園者数に応じて調整しており、平成31年4月1日現在、95人となっています。

保育園の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



資料：市資料（各年4月1日現在）

幼稚園の利用状況

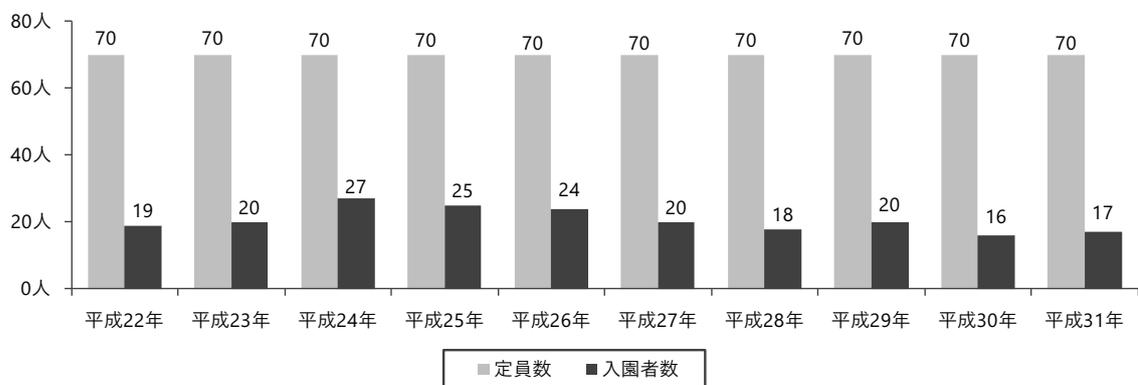
＜施設数＞平成31年4月1日現在、1か所（夕張市立ユーパロ幼稚園）

入園者数は、平成22年から平成31年にかけて16人から27人の間で増減を繰り返しながら推移しており、平成31年4月1日現在、17人となっています。

定員数は、平成22年より70人で変化はありません。

平成31年で、定員70人に対して入園者数は17人と約4分の1の利用となっています。

幼稚園の定員数、入園者数の推移



資料：市資料（各年4月1日現在）

認可外保育園の利用状況

認可外保育園とは、保育を行うことを目的とした、児童福祉法上の保育園に該当しない保育施設のことです。設置には都道府県知事への届出が必要です。

＜施設数＞平成31年4月1日現在、1か所（こじか保育園）

平成29年8月に開園し、平成31年4月1日現在、入園者数は9人となっており、定員数は10人です。

対象	定員 (平成31年現在)	平成29年 (8月から)	平成30年	平成31年
0、1～2歳、3～5歳	10人	7人	8人	9人

資料：市資料（平成29年は8月1日現在、平成30・31年は4月1日現在）

第2節 アンケート調査結果

1. アンケート調査概要

調査の目的

本調査は、令和2年度からの第2期の計画策定に向けて、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため実施したものです。

調査の対象と方法

就学前児童（0～5歳）の保護者／住民基本台帳より無作為抽出し、郵送配布・郵送回収
小学生（1～6年生）の保護者／住民基本台帳より無作為抽出し、郵送配布・郵送回収

調査期間

平成31年2月6日～2月19日（14日間）

配布数・有効回答数・有効回答率

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童（0～5歳）の保護者	132票	88票	66.7%
小学生（1～6年生）の保護者	156票	87票	55.8%

調査結果の見方

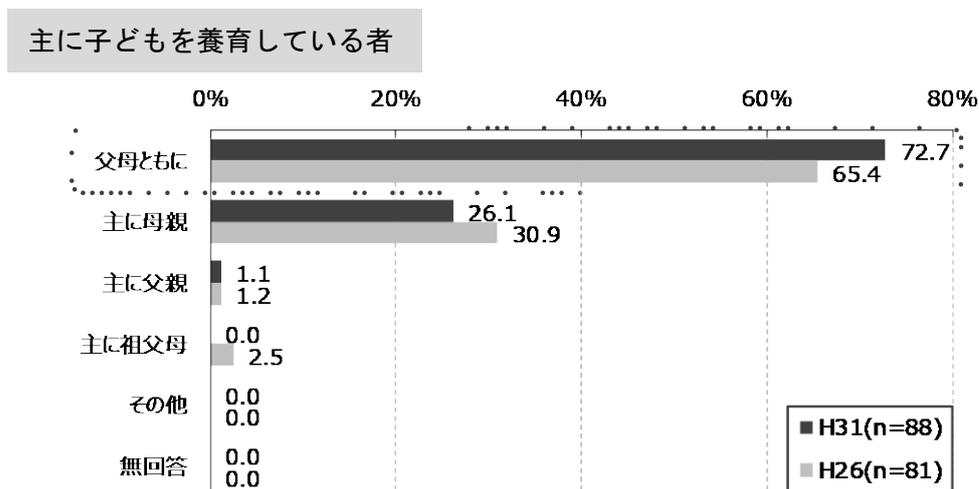
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は、四捨五入したことで小数第2位以下を切り捨てた場合か、回答者がいなかった場合を表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフを一部簡略化している場合があります。
- グラフには、平成26年に行われた調査の結果と、平成31年に行われた今回の調査の結果との比較があります。これらはグラフ中の「凡例」において、次の表記で表しています。
「平成26年調査＝H26」、「平成31年調査＝H31」

2. アンケート調査結果(就学前児童の保護者の調査結果概要)

(1)子どもを育てる環境

主な養育者

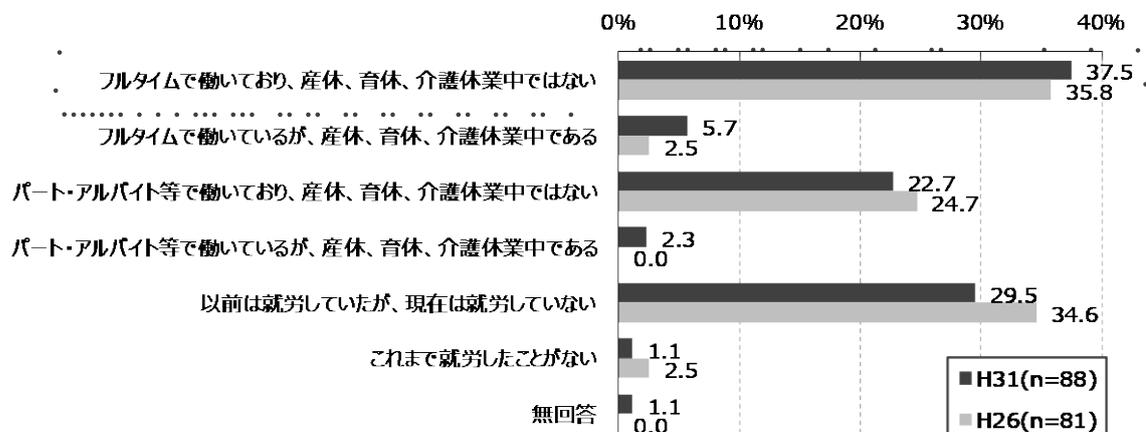
子どもの主な養育者についてみると、「父母ともに」の回答は、平成31年調査では72.7%と平成26年調査の65.4%から増加しており、父親の育児参加の意識に変化がみられます。



母親の就労状況

母親の現在の就労状況（平成31年調査）をみると、「フルタイムで働いており、産休、育休、介護休業中ではない」と回答している割合が最も多く、37.5%となっており、平成26年調査の35.8%より1.7ポイントとわずかに増加しています。

母親の現在の就労状況

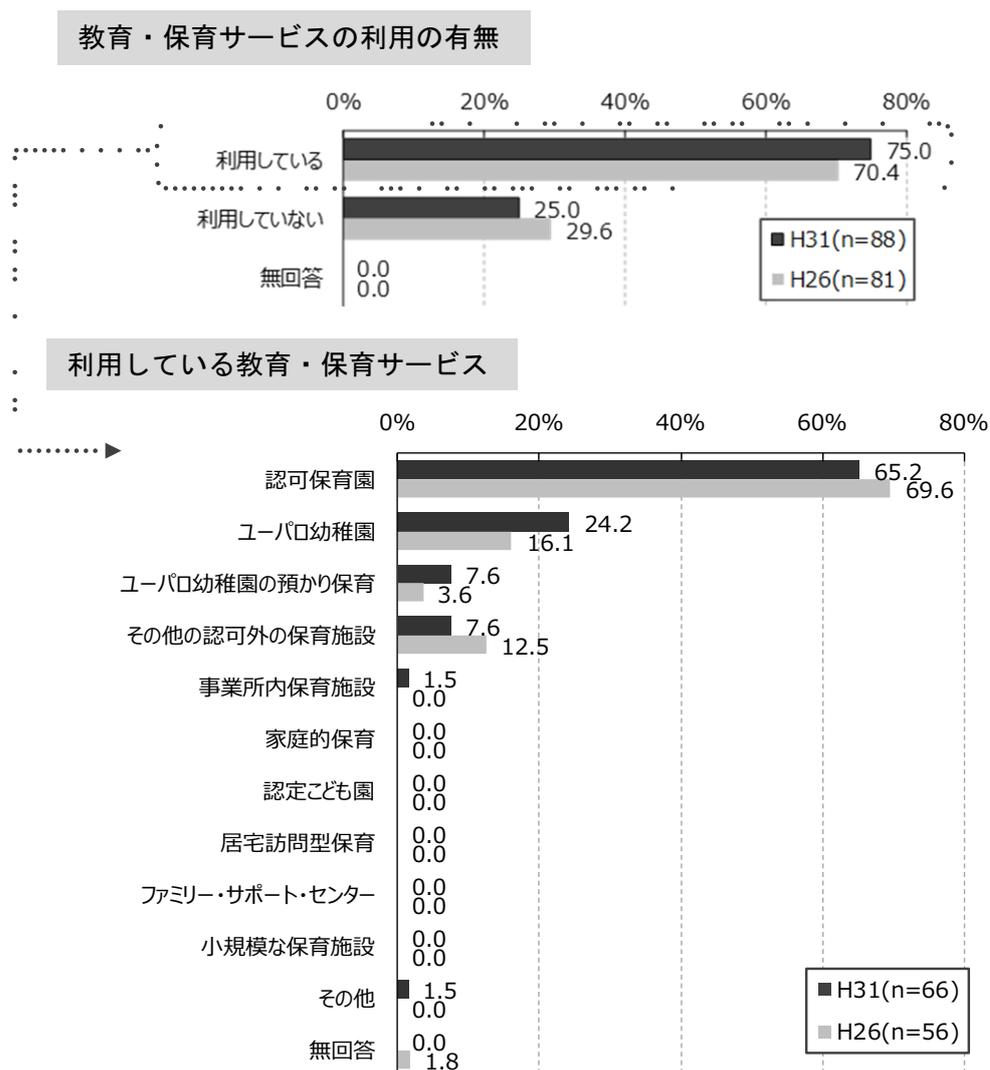


(2) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況

利用している教育・保育サービス

定期的な教育・保育サービスの利用状況（平成31年調査）をみると、「利用している」と回答している割合は75.0%となっており、平成31年調査と平成26年調査を比べると「利用している」と回答している割合がわずかに増加しています。

さらに、利用している教育・保育サービスの種類（平成31年調査）をみると、「認可保育園」と「その他の認可外の保育施設」の利用が減少し、「ユーパロ幼稚園」と「ユーパロ幼稚園の預かり保育」の利用が増加しています。

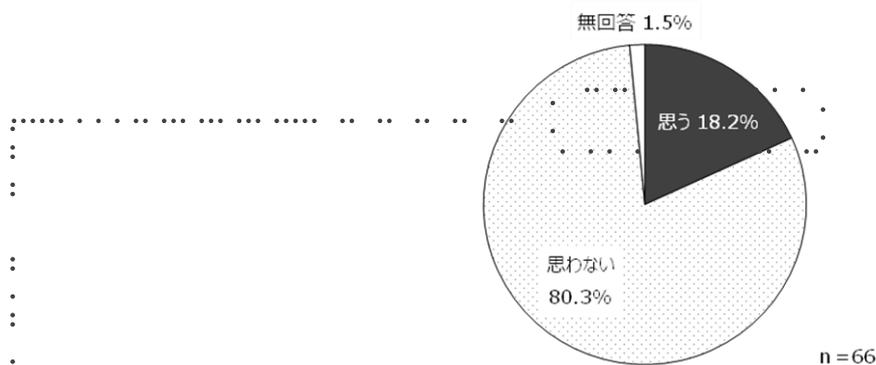


自宅で子どもをみたい希望と必要な環境

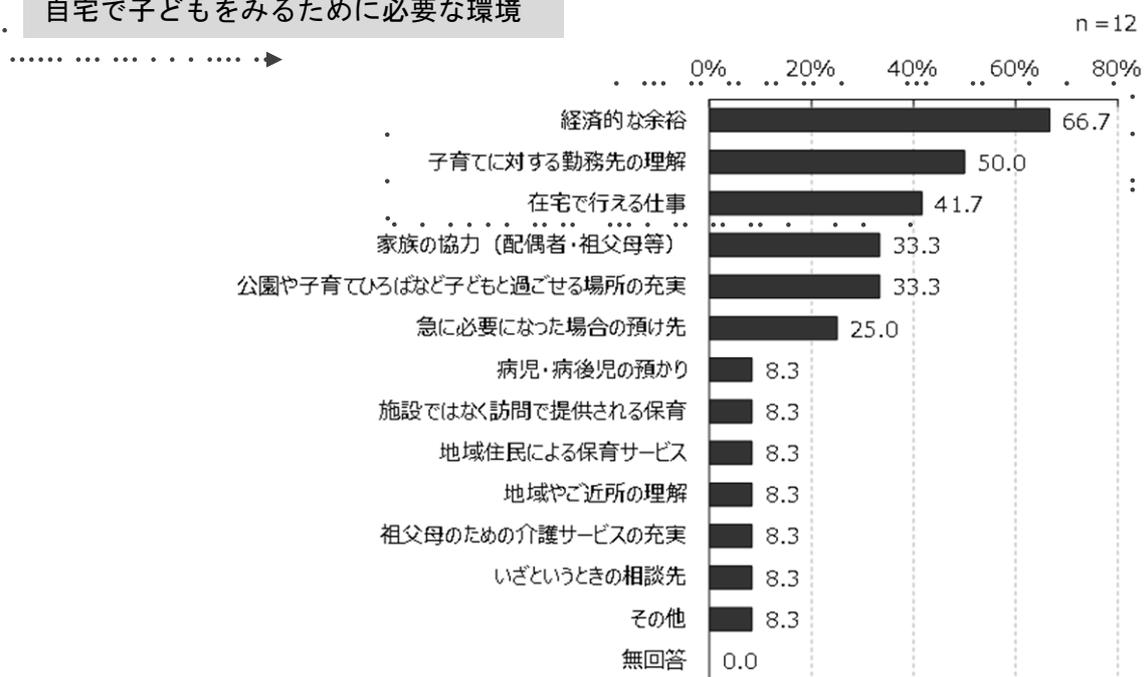
現在、教育・保育サービスを利用している保護者のうち、子どもを預けずに自宅でみたいと思うかについてみると、「思う」と回答している割合は 18.2%となっています。

また、そのうち、自宅で子どもをみるために必要な環境については、「経済的な余裕」と回答している割合が最も高く 66.7%、次いで「子育てに対する勤務先の理解」が 50.0%、「在宅で行える仕事」が 41.7%となり、働きながら子育てをする環境の整備が求められています。

教育・保育サービスを利用している保護者のうち、子どもを預けずに自宅でみたいと思うか



自宅で子どもをみるために必要な環境

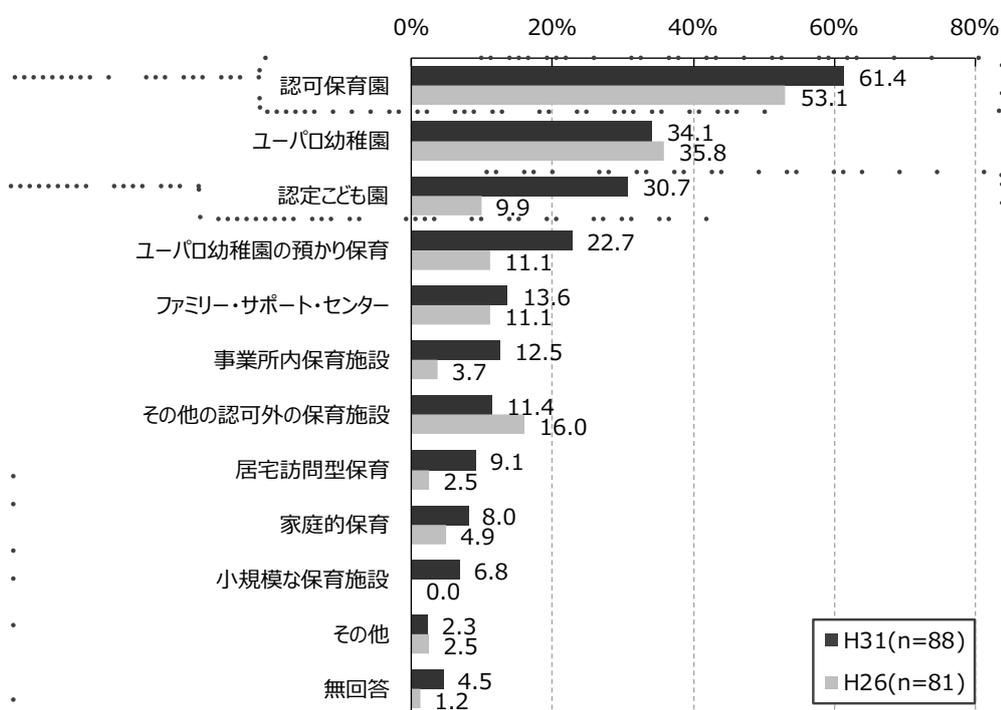


利用したいと考える教育・保育サービス

利用を希望している教育・保育サービス（平成31年調査）についてみると、「認可保育園」と回答している割合が最も高く61.4%となっています。平成31年調査と平成26年調査を比べると、「認定こども園」と回答している割合が30.7%で、9.9%から大きく増加しており、認定こども園の認知度と利用ニーズの両方が高まっていることがうかがえます。

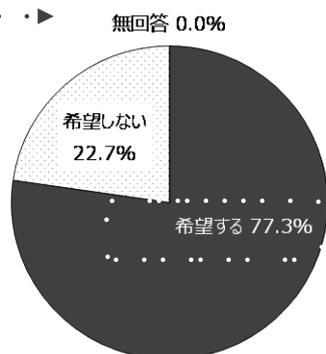
また、「ユーパロ幼稚園」又は「ユーパロ幼稚園の預かり保育」を選択し、かつその他の選択肢も回答した方で、特に幼稚園（預かり保育を含む）の利用を強く希望しているかどうかの状況をみると、「希望する」と回答した割合は77.3%と高く、教育ニーズが高いことがうかがえます。

利用を希望する教育・保育サービス



※平成30年から、選択肢に「小規模な保育施設」を追加。

【平成30年調査】「ユーパロ幼稚園」又は「ユーパロ幼稚園の預かり保育」を選択し、かつその他の選択肢も回答した方で、特に幼稚園（預かり保育を含む）の利用を強く希望しているか



n=22

(3) 地域の子育て支援サービスの利用状況

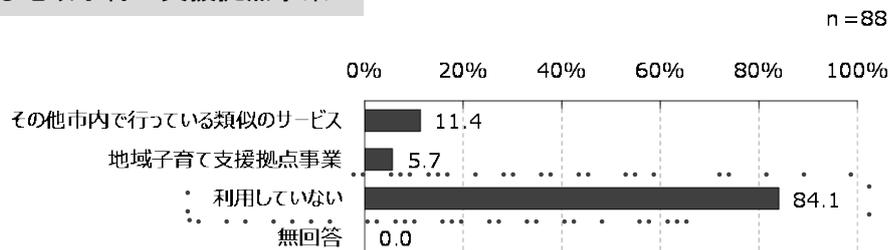
地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況（平成31年調査）についてみると、「利用していない」と回答した割合が最も多く84.1%となっています。

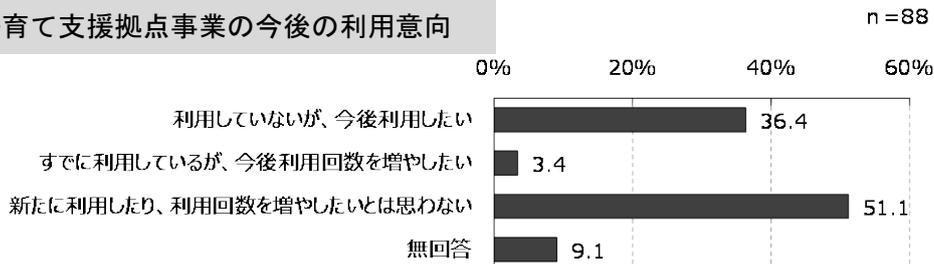
また、現在、利用している割合は低い状況ですが、今後の利用意向についてみると、「利用していないが、今後利用したい」と回答した割合は36.4%で、これは決して低い割合ではないため、引き続き事業の設置を検討します。

さらに、設置を検討した場合、地域子育て支援拠点事業に望むサービスとして、「子どもだけで遊ばせることができるサービス」と回答した割合が最も高く68.2%となっています。

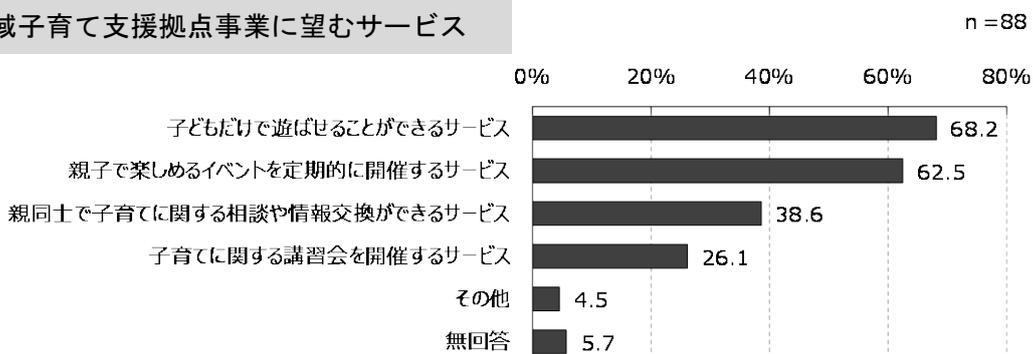
利用している地域子育て支援拠点事業



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



地域子育て支援拠点事業に望むサービス



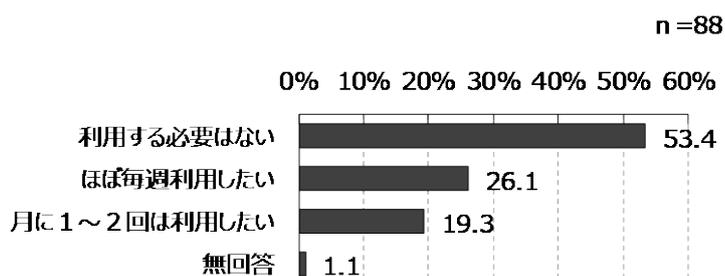
(4) 平日以外の定期的な教育・保育サービスの利用希望

土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育サービスの利用希望

土曜日・日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望（平成31年調査）についてみると、日曜日・祝日では、ほとんど利用希望はありません。

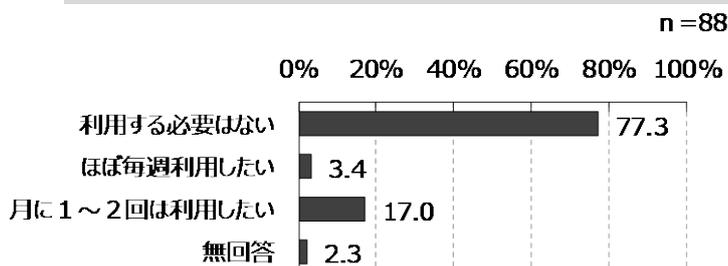
一方、長期休暇中では、「月に1～2回は利用したい」と回答している割合が最も高く56.3%となっており、希望する利用開始・終了時刻で最も多い回答をそれぞれ合わせると9:00～15:00となります。

土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用希望



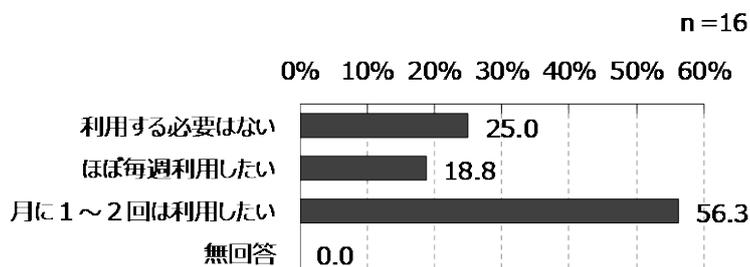
希望する利用開始時刻 (最も多い回答)	希望する利用終了時刻 (最も多い回答)
8:00～8:59	17:01～18:00

日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用希望



希望する利用開始時刻 (最も多い回答)	希望する利用終了時刻 (最も多い回答)
8:00～8:59	17:01～18:00

長期休暇中の定期的な教育・保育サービスの利用希望（認定こども園を利用している保護者のみ）



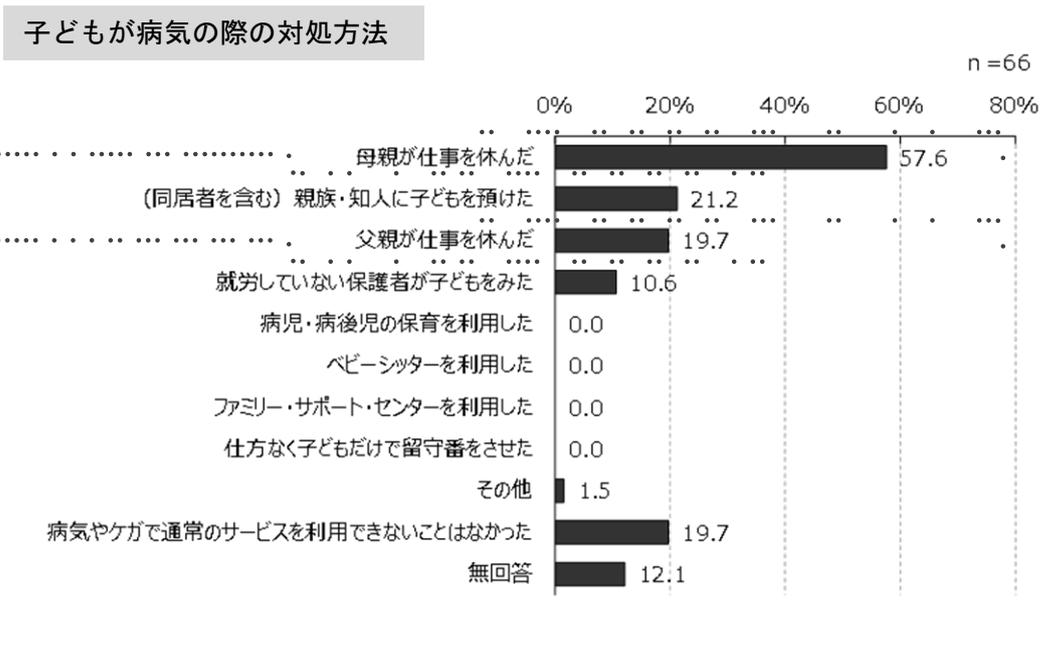
希望する利用開始時刻 (最も多い回答)	希望する利用終了時刻 (最も多い回答)
9:00～9:59	12:01～15:00

(5) 病気の際の対応について

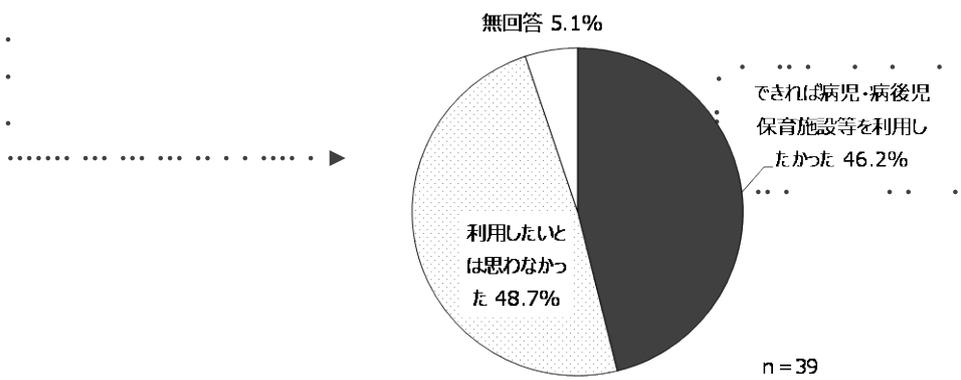
過去1年間の子どもが病気の際の対処方法と病児・病後児保育の利用希望

子どもが病気の際の対処方法（平成31年調査）についてみると、「母親が仕事を休んだ」と回答している割合が最も高く57.6%となっています。

また、父親もしくは母親が仕事を休んで対応した場合の対処方法についてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」と回答している割合は、46.2%となっています。



父親もしくは母親が仕事を休んで対応した親のうち、病児・病後児保育等の利用意向



(6) 子どもの放課後の過ごし方について

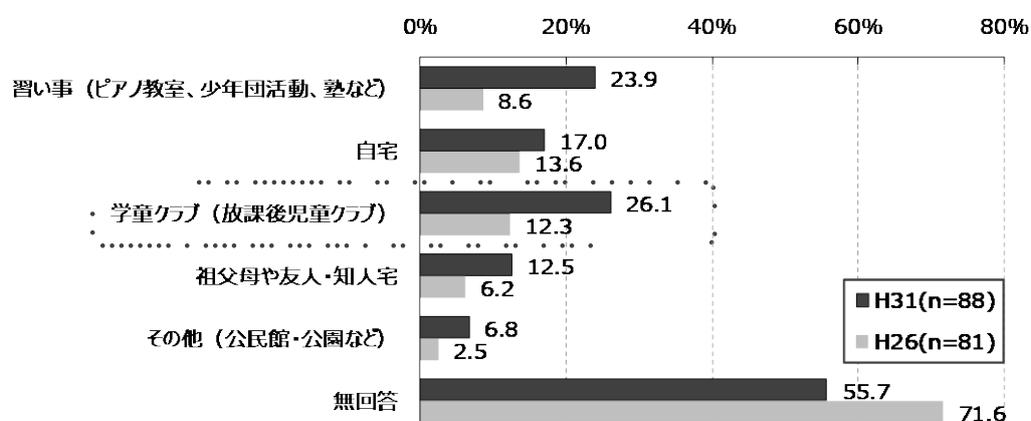
低学年・高学年の子どもに過ごしてほしい場所

就学後の子どもが、放課後に過ごしてほしい場所の希望（低学年・高学年別）についてみると、低学年における「学童クラブ（放課後児童クラブ）」と回答している割合は、平成31年調査では26.1%と平成26年調査の12.3%から増加しており、最も高い回答の割合となっています。

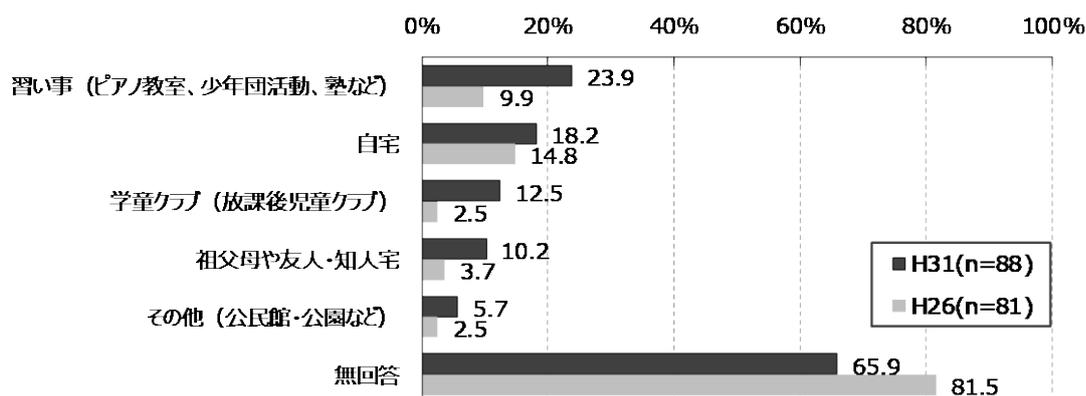
一方、高学年における「学童クラブ（放課後児童クラブ）」と回答している割合は、平成26年調査に比べて平成31年調査では増加しているものの、最も高い割合の回答ではありません。

このことから、低学年における学童クラブ（放課後児童クラブ）の利用ニーズが高まっていることがわかります。

小学校低学年時の子どもが放課後に過ごしてほしい場所



小学校高学年時の子どもが放課後に過ごしてほしい場所



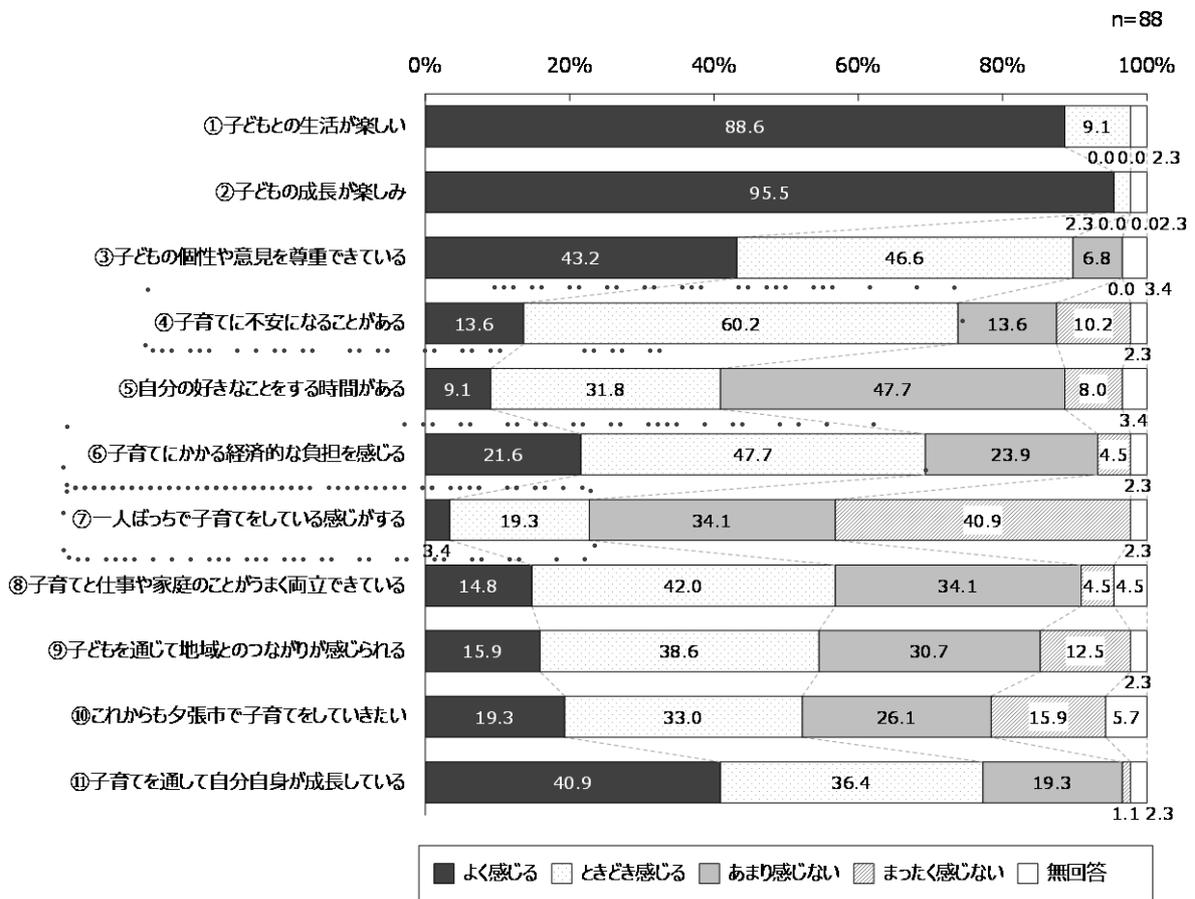
(7)子育て全般について

子どもとの生活の中で感じること

子どもとの生活の中で感じること（平成31年調査）について「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』と回答している割合をみると、「④子育てに不安になることがある」では73.8%、「⑥子育てにかかる経済的な負担を感じる」は69.3%と、子育てへの不安や負担を感じている項目も高い割合を示しています。

また、「⑦一人ぼっちで子育てをしている感じがする」と回答した割合は22.7%となっており、子育てに対する不安や負担のみならず、悩みや孤独感を軽減するような取組を身近な地域と連携して進めていくことが求められます。

子どもとの生活の中で感じること

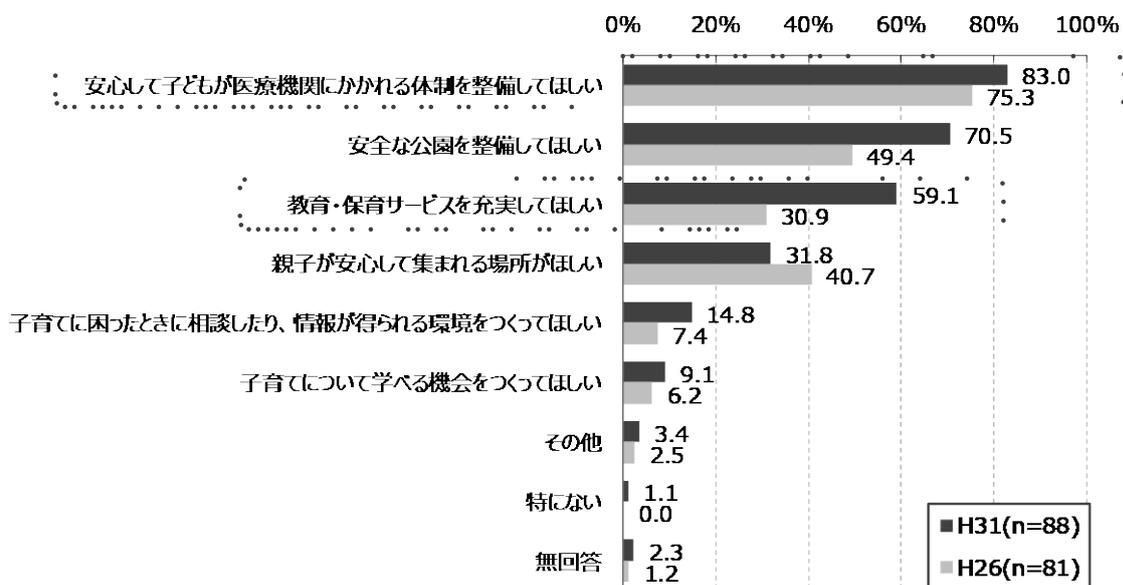


子育て支援で期待すること

子育て支援で期待することについてみると、平成 26 年調査及び平成 31 年調査のいずれでも「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と回答している割合が最も高くなっており、平成 31 年調査では 83.0%となっています。

また、平成 26 年調査から回答の割合が大きく増加したのものとしては「教育・保育サービスを充実してほしい」があり、平成 26 年調査の 30.9%から 28.2 ポイント増加して 59.1%となっています。

子どもとの生活の中で感じること



第3節 第1期計画の達成状況

(1)教育・保育施設の状況

平成27年度から平成30年度にかけての1～3号認定の確保数(実績値)は、1号認定(3歳以上の教育ニーズ)、2号認定(3歳以上の保育ニーズ)、3号認定(0歳児、1・2歳児)のいずれでも、一時的な利用ニーズ超過はありますが、基本的には利用ニーズに対して十分な受皿の確保ができています。

※各事業とも令和元年度については実績が出ていないため、掲載していません。

① 1号認定(3歳以上の教育ニーズ)

(単位:人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	26	24	22	20	20
②確保数(計画値)	70	70	70	70	70
③量の見込み(実績値)	18	18	20	15	-
④確保数(実績値)	70	70	70	70	-
過不足(④-③)	52	52	50	55	-

② 2号認定(3歳以上の保育ニーズ)

(単位:人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	60	56	52	47	45
②確保数(計画値)	57	56	70	55	55
③量の見込み(実績値)	59	67	62	56	-
④確保数(実績値)	115	115	115	115	-
過不足(④-③)	56	48	53	59	-

③ 3号認定(0歳)

(単位:人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	7	6	6	5	5
②確保数(計画値)	7	9	8	10	10
③量の見込み(実績値)	2	2	6	3	-
④確保数(実績値)	7	9	8	10	-
過不足(④-③)	5	7	2	7	-

④ 3号認定(1・2歳)

(単位:人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	31	30	29	27	25
②確保数(計画値)	31	30	37	30	30
③量の見込み(実績値)	25	34	22	24	-
④確保数(実績値)	31	30	37	30	-
過不足(④-③)	6	▲4	15	6	-

(2)地域子ども・子育て支援事業の状況

本市では、「⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」、「⑦子育て援助活動支援事業(就学後)」、「⑨時間外保育事業(延長保育事業)」、「⑩病児・病後児保育事業」については実施していないため、実績値はありません。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけての地域子ども・子育て支援事業の確保数(実績値)のうち、いずれの事業においてもニーズ量に対して適切な受皿の確保ができています。

引き続き、各事業の利用ニーズに対する適切な提供量の確保に努めます。

※各事業とも令和元年度については実績が出ていないため、掲載していません。

① 利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②量の見込み(実績値)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	-

② 地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	146 人	140 人	132 人	122 人	113 人
②確保数(計画値)	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③量の見込み(実績値)	21 人	20 人	14 人	12 人	-
④確保数(実績値)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	-

③ 妊婦健診事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	31 人	29 人	27 人	25 人	23 人
②量の見込み(実績値)	38 人	38 人	43 人	38 人	-

④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	31 人	29 人	27 人	25 人	23 人
②量の見込み(実績値)	23 人	27 人	21 人	28 人	-

⑤ 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	11 人	10 人	10 人	9 人	8 人
②量の見込み(実績値)	10 人	12 人	15 人	11 人	-

⑥ 子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	-	-	-	-	-
②確保数(計画値)	-	-	-	-	-
③量の見込み(実績値)	-	-	-	-	-
④確保数(実績値)	-	-	-	-	-

⑦ 子育て援助活動支援事業(就学後)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	-	-	-	-	-
②確保数 (計画値)	-	-	-	-	-
③量の見込み (実績値)	-	-	-	-	-
④確保数 (実績値)	-	-	-	-	-

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
②確保数 (計画値)	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
③量の見込み (実績値)	186 人	294 人	125 人	339 人	-
④確保数 (実績値)	400 人	400 人	400 人	400 人	-
過不足 (④-③)	214 人	106 人	275 人	61 人	-

⑧-2 一時預かり事業(その他保育園等における一時預かり)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	423 人	396 人	370 人	334 人	311 人
②確保数 (計画値)	0 人	396 人	370 人	334 人	311 人
③量の見込み (実績値)	0 人	5 人	1 人	7 人	-
④確保数 (実績値)	0 人	396 人	370 人	334 人	-
過不足 (④-③)	0 人	391 人	369 人	327 人	-

⑨ 時間外保育事業(延長保育事業)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	124 人	117 人	110 人	101 人	94 人
②確保数 (計画値)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
③量の見込み (実績値)	-	-	-	-	-
④確保数 (実績値)	-	-	-	-	-

⑩ 病児・病後児保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	237 人	223 人	210 人	191 人	179 人
②確保数 (計画値)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③量の見込み (実績値)	-	-	-	-	-
④確保数 (実績値)	-	-	-	-	-

⑪ 放課後児童健全育成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (計画値)	45 人	42 人	38 人	36 人	33 人
②確保数 (計画値)	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
③量の見込み (実績値)	29 人	28 人	29 人	32 人	-
④確保数 (実績値)	50 人	50 人	50 人	50 人	-
過不足 (④-③)	21 人	22 人	21 人	18 人	-

第4節 夕張市の子ども・子育て支援の課題

(1) 子育て世帯の減少と地域交流の重要性

子育て世帯の減少は大きな課題となっています。全国的に人口減少、少子化が進行している中、本市においても人口は減少傾向にあり、6歳未満の子どもがいる世帯も減少し続けています。

家族のかたちが多様化し、本市でもこれまで3世代や2世代世帯で暮らしていた子育て世帯が、夫婦のみで暮らすような核家族世帯への移行が進行しています。こうした子育て世帯が地域で孤立せず、安心して子どもを育てられるような、地域との交流が求められます。

(2) 女性の就労環境の変化と対応

本市では、就労している女性の割合が年々増加しており、結婚・出産期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる労働力率のM字カーブは、平成17年から平成27年にかけて谷が浅くなっており、子育て時期もほとんどの夫婦で共働きをしている状況です。

そのため、保育サービス量や放課後の子どもの居場所に対する拡大や充実、重要性が高まっており、少子化や核家族化の進行状況を鑑みながらサービスの質と量の調整を図っていく必要があります。

女性の育児休業制度の利用者数が増加している中、男性の育児休業制度の利用も促進していくよう企業等へ周知を図るほか、育児で職場を一時的に離れた母親への再就職支援を強化していくことが求められます。

(3) 要支援者への配慮

近年、子どものおかれている環境について、国では生活困窮や虐待、いじめなど多岐にわたる問題に着目し、その対応について法整備等を推進してきました。

本市のひとり親世帯は平成12年から平成27年にかけて減少していますが、今後もゼロにはならないと考えられます。

子育て世帯の不安や悩みの中で、子育てで出費がかさむことは特に大きな問題となっており、平成26年に実施したニーズ調査結果よりもその割合は高まっています。

ひとり親世帯をはじめ、生活に困窮している世帯や経済的に悩んでいる保護者、そのほか悩みを抱えている保護者への適切な支援が求められます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え

第1節 基本理念

近年、女性の社会進出や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子育て世代のおかれている社会環境は変化し続けています。また、親や子どもたちが抱える悩みや不安についても、家族のこと、学校のこと、近所付き合い、家庭の経済的な問題など多岐にわたり、それぞれの家庭状況によって複雑かつ多様な事情が多く見受けられます。

このような状況であっても、本市で暮らす子どもたちが、元気に健やかに、笑顔を絶やすことなくのびのびと育っていくことを願い、その実現に向けたまちづくりを目指します。

また、子育てをする両親、その家族など、全ての養育者が子育てに喜びを感じられる子育て環境づくりを目指します。

このことから、本計画では第1期計画で掲げた『子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり』を基本理念として継承していくこととします。

基本理念

子どもの笑顔が輝く
子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり

第2節 基本目標

基本目標1 子どもの健全育成

「子育て安心プラン」を推進することで市内の待機児童ゼロを維持し、幼少期から教育に触れる機会の多い環境を整えることと、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整備します。

また、就学後も子どもたちの教育環境の充実に努め、子どもたちが抱えるさまざまな悩みや不安に対して、寄り添った相談対応ができるようサポート体制の充実を目指します。

基本目標2 安心して子育てができる生活環境の整備

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の推進に加え、妊娠・出産から子育て期まで、子どもの発育や成長段階に応じた情報や支援が切れ目なく提供される仕組みを充実させるとともに、子どもの健康維持・増進を図り、健全な育成を支える支援体制を整備します

また、共働き家庭の増加などに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう働きやすい環境づくりを推進するとともに、暮らしやすい住環境、生活環境の整備に努めます。

さらに、子どもが安全に通園、通学できるための道路や交通を整備するとともに、犯罪に巻き込まれないための啓発や地域、関係機関との連携体制の強化を推進します。

基本目標3 全ての子どもとその家庭の安全確保

全ての子どもが自分らしく生きることができるよう、発達障害を含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の整備のほか、児童福祉法等の改正を受けて「児童虐待防止対策・新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、虐待を受けている子どもや社会的養護が必要な子どもを支援します。

また、ひとり親家庭や生活が困難な家庭とその子どもの自立のための経済的支援や、心の支えとなるための相談支援、外国につながる子どもへのサポートなどの取組を推進します。

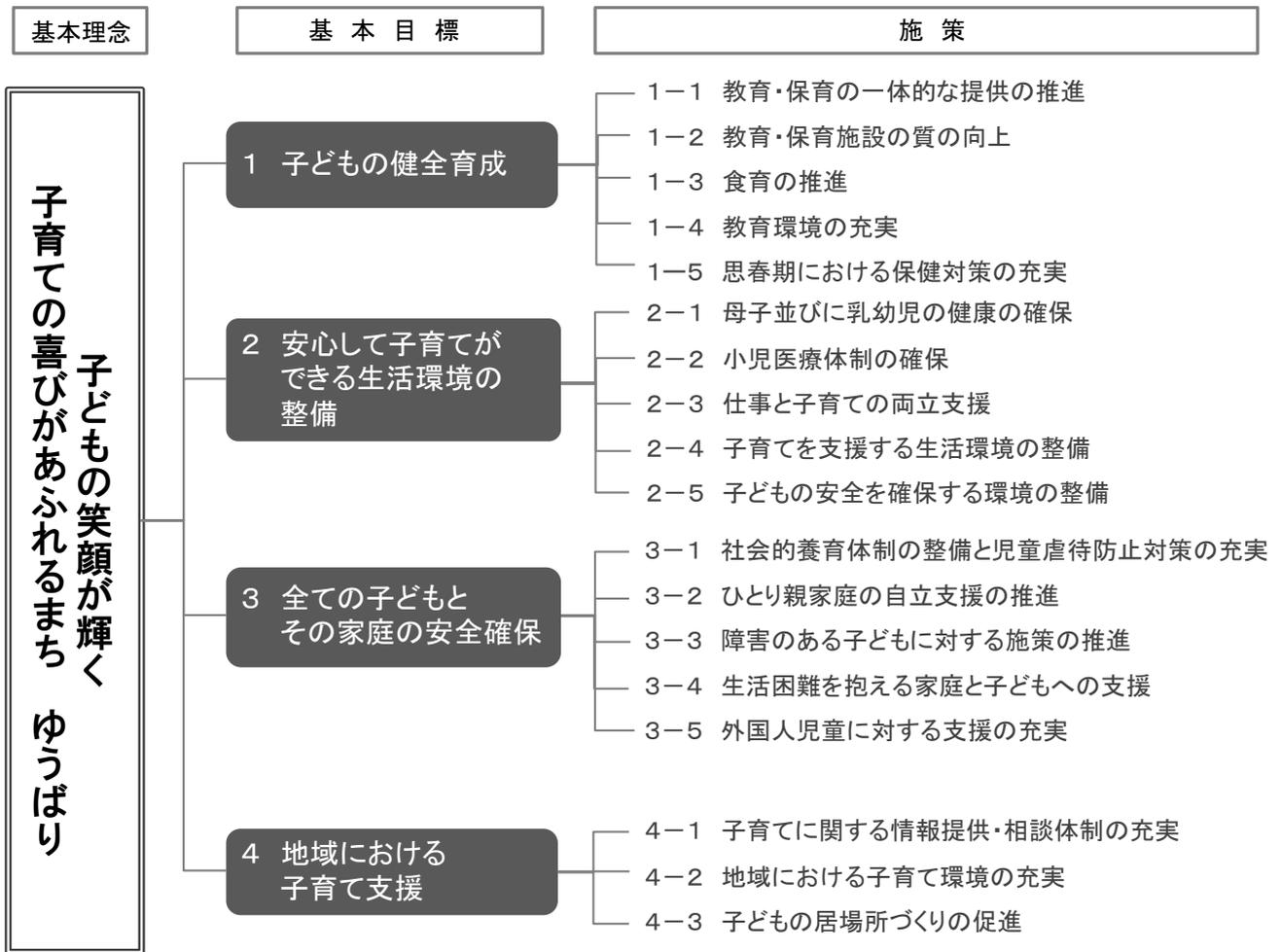
基本目標4 地域における子育て支援

地域における子育て支援のネットワークづくりなどを通じ、全ての家庭において安心して子育てができるよう、地域全体での子育て家庭の支援を行います。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境の整備、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる子育て支援の推進など、子育てに優しく、子どもに安全な地域づくりへの機運が高められる取組や環境の整備を図ります。

さらに、就学後には、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの居場所づくりを拡充することで、子どもが安心して過ごすことができ、学びや体験などを通じて心の成長を育めるような場づくりを推進します。

第3節 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの健全育成

1-1 教育・保育の一体的な提供の推進

女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、保育サービスの需要は高まっており、幼稚園の利用ニーズが減少していることから、国では教育と保育の両方の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及を促しています。

本市においても、女性の労働力率の向上は明らかであり、保育ニーズの増加も十分に見込まれます。

現在、本市には認定こども園はありませんが、このような状況を踏まえ、令和3年度の開園に向けて、認定こども園の建設を進めています。

1-2 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の環境の確保と併せて、保育士や保育教諭など、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が重要です。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化します。

また、保育園、認定こども園と地域型保育事業所による相互の連携を推進するとともに、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性による円滑な接続の確保を図るよう、施設運営者に働きかけます。

1-3 食育の推進

食に対する正しい知識と健康な食事の提供は、子どもの心身を育む上で重要です。

本市では、正しい食事のとり方を学ぶ食生活改善への支援や指導、食育に関する知識の普及・啓発などを実施しています。今後も子どもたちの成長を担う正しい食育の推進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児栄養相談事業	乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であり、乳幼児健診、各種相談、子どもの育児教室などで実施します。子どもの食育は妊娠期からの親の食に対する考え方が大きく影響するため、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を推進します。	保健福祉課
学童・思春期への食育推進事業	学童クラブや保護者等を対象として、食育に関する講話や調理実習などを通じ、健全な食生活を実践できる人間を育てるよう食育を推進します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
学校栄養職員による食育の充実	栄養の偏り、朝食欠食といった不規則な食事や食生活における環境の変化による課題も多いことから、子どもたちの心身の健全発達を目指し、健康な食習慣の形成を図るために、学校における食に関する指導の要である栄養教諭による食育の指導の充実を図ります。	教育課

1-4 教育環境の充実

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校・家庭・地域がしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

そして、子どもたちの学びの環境を学問だけにとどめず、さまざまな体験を通じた学びや健康教育の機会等をつくり、子どもたちが個性や人間性を育み、社会で確かな力を持って生きていけるような教育環境の充実を目指します。

事業名	事業内容	担当課
学力向上に向けた取組	新学習指導要領の理念に基づく教育課程の工夫・改善、学習習慣の定着、学習意欲の向上のための指導や教材等の工夫に努め、一人ひとりの子どもの基礎的・基本的な知識と技能の確実な習得を図る指導を充実させます。	教育課
道徳教育の充実	子どもの豊かな心を育むための道徳教育を、道徳の授業を要として充実を図ります。特に生命を大切にする指導については、家庭や地域との連携の強化に努めます。	教育課
多様な体験活動の機会の充実	地域の自然や文化、歴史、産業、人材等を積極的に教育活動に生かした多様な体験活動や、社会教育主事を中心とした社会教育活動の充実を図り、豊かな感性や社会性を育み、ふるさとに誇りを持つ子どもの育成に努めます。	教育課
健康教育の推進	子どもの発達段階に応じて、健康で安全な生活を主体的に実践できる学校教育・社会教育の連携のもと、日常の健康生活に関する指導の充実を図ります。	教育課
特色ある学校づくり	“郷土『夕張』に誇りを持ち、自主自立の精神と夢に向かってたくましく生きる人を育てる”本市の教育目標の具体化のために、各学校が子どもの主体的な活動を育み、個性や人間性を重視した教育を目指します。また、校種間の連携を深め、地域に開かれた学校、地域や家庭から信頼される特色ある学校づくりを推進します。	教育課
幼児教育の充実	明るくのびのびと育つ幼児教育の充実のため、幼稚園・保育園・小学校との連携体制の強化に向け情報の提供、共有を進めています。また、小学校への就学を円滑にするために幼児教育と学校教育の連携を推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
家庭教育の充実	家庭における教育は教育の原点であり、家庭教育の充実に関する学習機会の拡充や情報提供、教育相談に努めます。また、異世代がともに参加できる交流活動の実施に努め、学校・地域の連携を推進し、子どもの豊かな情操と家庭の絆を回復するために家庭教育の向上と充実に努めます。	教育課
成人教育の充実	生涯学習の推進に向けて、学習情報の提供や、成人期における学習者のライフスタイルやニーズに応じた主体的な学習機会の提供、社会参加活動を促進します。	教育課
特別支援教育の充実	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に図り、地域社会における障がい児の理解・相互理解を推進するとともに切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育を推進します。	教育課

1-5 思春期における保健対策の充実

思春期に入る子どもたちは、家族のことや学校での友人関係など、さまざまな悩みを抱えており、事件や事故に巻き込まれるケースや、引きこもり等の不登校につながる場合があります。

そうした子どもたちに対して、適切な予防と対処を行うために、学校や地域、専門機関等と連携を図りながら指導やサポート体制を充実します。

事業名	事業内容	担当課
学校での保健指導の充実	健康に関する指導は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することであり、学校における体育の指導はもとより、学校、家庭、地域と連携を図り、健康で活力ある生活を送るための取組の充実に努めます。	教育課
思春期保健対策の充実	思春期にある子どもの健全育成と問題行動の防止対策、特に薬物の乱用、喫煙、飲酒の防止対策については、校長会議・教頭会議を通じた指導とともに、各学校の教職員の研修や薬物乱用防止教室等を開催し、指導の徹底を図ります。	教育課
有害環境対策の推進	青少年が心身ともに健全に成長する社会を形成するために、青少年を取り巻く環境の整備や健全な成長を阻害する行為の防止に努めます。特に、有害図書、ビデオの販売等に対しては保健福祉課や警察などと連携・協力して対策に努めます。	教育課
有害図書類の立入調査等の推進	北海道青少年育成条例に基づく有害図書類の立入調査に関係機関との連携のもとに行っており、青少年に対する有害図書、ビデオ等の販売等に対して、関係機関・団体や PTA と連携・協力し、関係機関に対して、自主的処置の働きかけを行います。	教育課

基本目標 2 安心して子育てができる生活環境の整備

2-1 母子並びに乳幼児の健康の確保

母親とその子どもが安全に妊娠・出産、成長していくために、母親のサポート体制の整備や、相談体制の充実、適切な指導等を実施するとともに、子どもの育ちに応じた各種健診や予防接種の充実、歯科保健の実施を推進し、母子の健康維持・管理を支援します。

事業名	事業内容	担当課
予防接種事業	予防接種法及び感染症予防法に基づき、免疫力の弱い小児に対し予防接種を実施することで感染症の重症化防止、集団発症を予防します。	保健福祉課
妊娠届出時面接相談	妊娠届出時に保健師、栄養士による面接相談を行い、妊娠期の健康管理や出産後の養育環境への助言等必要な支援を行います。	保健福祉課
妊産婦安心出産支援事業	市内には分娩可能な産科医療機関がないことから、妊婦検診、出産及び産後検診にかかる交通費の一部助成を行います。	保健福祉課
乳児健康診査	乳児を対象に、健全な発育と発達を図るため、小児科医師による健康診査の実施及び栄養士、保健師によるきめ細かな相談を行います。	保健福祉課
幼児の健康診査	1歳6か月児・3歳児を対象に、心身・運動・言語の発達確認、医師診察、歯科診察、フッ素塗布、保健指導、栄養指導を行い、関係機関と連携し発育、発達支援を行います。都合により来られない方、継続支援が必要な方には訪問も行っています。	保健福祉課

2-2 小児医療体制の確保

子どもを安心して育てられる環境をつくるため、市内医療機関において小児医療にも対応できるよう体制整備に努めるとともに、必要時には適切に小児専門医療機関につなぐなど連携を図りながら、医療体制の確保に努めます。夜間や緊急時でも迅速に対応できるよう、日頃から子育てにおける医療的な相談支援や小児救急医療に関する情報提供等を推進します。

事業名	事業内容	担当課
相談支援等	乳幼児相談や育児教室等において、事故防止、小児救急に関するパンフレットの配布、救急法等について啓発活動を行います。	保健福祉課
小児医療の確保	一次医療の確保、二次医療機関との連携体制の整備、初期救急医療体制の確保に努めます。	保健福祉課

2-3 仕事と子育ての両立支援

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供します。また、必要に応じて地域型保育事業の推進を検討し、計画的に教育・保育施設を整備します。

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（ワーク・ライフ・バランスの推進）を図るために、道、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。また、庁内関連部局との連携により、企業へのメール配信による啓発活動及び各種情報の周知に努めます。

あわせて、関係機関等と連携し、働く場における子育て意識の啓発及び情報の周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画意識啓発事業	家事、育児、介護等における男女の役割分担を見直し、職業生活と家庭生活との両立を推進するための意識啓発を実施します。	総務課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発、情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の周知に努めます。	総務課

2-4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てをするためには、住環境などの暮らしの基盤づくりや、公園や安全に歩ける歩道の整備など、より良い生活環境づくりが求められます。

本市では、住宅確保に対する支援や市営住宅の維持など良好な住環境の整備を行っています。

また、子どもたちが安全安心に遊べる公園の整備や、バリアフリーに配慮した公共施設の整備、通園・通学路の整備などを推進しています。

事業名	事業内容	担当課
住宅再編事業	既設公営住宅の計画的整備の実施及び公営住宅の良好な居住環境の確保を図ります。	建設課
住宅取得・リフォーム支援事業	住宅の新築や中古住宅取得、リフォームに補助金を交付して、良好な住環境確保の推進を図ります。	建設課
公共施設のバリアフリー化	公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化の推進を図ります。	各施設担当課
公共施設の施設整備	施設の更新に合わせて授乳室やその他子ども・子育て支援に係る設備等の設置を推進します。	各施設担当課
公園・児童遊園整備	児童遊園や子どもの遊び場などが設置されていますが、施設遊具等の老朽化が進んできており、今後も施設の維持保全に努めます。	教育課

2-5 子どもの安全を確保する環境の整備

子どもたちが安全に通園・通学できるための交通安全や防犯に関する教育を推進するとともに、事故防止のための情報や知識の普及・啓発に努めます。

また、地域や警察、関係機関との連携を強化し、市全体で子どもを見守る体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、小学校で交通安全教室を開催し、ビデオ、講話で正しい歩行や自転車の乗り方等を指導し、交通安全について啓発を図り、交通事故の減少に努めます。	市民課
交通安全市民運動推進委員会	年間を通じての交通安全運動、指導員の研修会その他、街頭啓発、広報誌による啓発活動などを実施します。	市民課
防犯対策巡回パトロール活動	学校運営協議会や夕張市防犯団体連合会・地域自主防犯団体と連携を密にし、「安心で安全な地域づくり」に努めるとともに、小中学校の登下校時に出没する不審者に対する犯罪抑制効果及び青少年の非行防止のために巡回パトロールを継続します。	教育課
夕張防犯団体連合会事業	地域住民が安心して生活することができ、犯罪も非行もない明るい街づくりを目指して、子どもを犯罪から守るために、子どもたちが駆け込める「子ども110番の家」を設置し、警察など関係機関と協働で犯罪防止活動や非行防止活動の推進に努めます。	市民課
交通安全施設等整備	歩道、路肩、防護柵等の維持・保全に努めます。	土木水道課
被害にあった子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリングや保護者に対する指導・助言については、警察・保健福祉課・教育委員会・学校・岩見沢児童相談所の連携で対応しています。万が一被害が生じた場合、迅速に対応できるよう関係機関の共通理解に努めます。	教育課

基本目標3 全ての子どもとその家庭の安全確保

3-1 社会的養育体制の整備と児童虐待防止対策の充実

保護者のいない児童や保護者が何らかの理由で育てることが困難な児童など、保護や養育が必要な子どもに対して、道内の児童相談所を紹介する窓口となり、里親制度へつなげていきます。

また、児童虐待についても、日々、新聞、テレビ等マスコミが報道するなど、深刻な社会問題となっています。子どもを含む全ての人の人権が尊重される環境づくりが必要であり、そのような環境づくりを目指すためにも、児童虐待をはじめ、子どもの人権を侵害する行為がなくなるよう取組を強化することが重要です。

子どもの安全確保を第一に考え、体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、今後も市における相談支援体制の強化や保健・福祉・医療・教育・警察などの関係機関等との連携による児童虐待防止ネットワークを一層充実し、あらゆる機会における周知・啓発を図ります。

また、児童福祉法等の改正を踏まえた体罰によらない子育て等を推進し、虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応、児童相談所との情報共有などによる児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止対策	子どもの心身の健やかな発達を損なう不適切な身体的虐待・性的虐待・養育の怠慢・放棄・心理的虐待の早期発見、早期対策に向けて、学校、教育委員会、保健福祉課、生活福祉課、警察、岩見沢児童相談所等関係機関が連携を密にして取り組みます。	教育課 保健福祉課 生活福祉課
夕張市要保護児童対策地域協議会	「夕張市要保護児童対策地域協議会」において虐待問題の対応策に取り組むとともに、ケース検討会で被虐待児のケア及び虐待家族への育児支援を行っています。	教育課

3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況にあることも多く、親の心が不安定な状態になることも考えられ、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のためには、親の心身の健康が重要です。

親子がともに安心して生活できるよう、経済的支援をはじめ、相談事業や就労支援の充実を図るとともに、支援の周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、母子及び父子並びに寡婦家庭の生活相談、自立に必要な指導や情報提供などの支援を行っています。子育て、生活、就労、各種施策の活用、情報提供などきめ細かな支援の充実に努めます。	教育課
児童扶養手当	離婚や死別などにより子どもを監護しているひとり親や、ひとり親に代わって子どもを養育している人に児童扶養手当を支給しています。	教育課

事業名	事業内容	担当課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助長と、その生活意欲の助長を図り、その家庭の福祉の増進のため貸付けを行っています。	教育課
ひとり親家庭等医療給付事業	医療費のうち保険診療の自己負担額を助成する医療費支給制度で、ひとり親家庭の母や父の健康維持と児童の健全な育成を支援します。なお、未就学児から中学生については、自己負担はありません。	市民課

3-3 障がいのある子どもに対する施策の推進

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加へつなげていくためには、発育や発達上の課題を早期に発見し、乳幼児期から学齢期まで一貫した効果的な支援を行うことが求められます。

関係機関が連携を図り、保護者の不安解消など心理的ケアにも配慮しつつ、その子どもが必要とする療育や指導訓練を早期に行うことで、生活能力の向上を促し、社会参加に向けた自立の基盤づくりが進められるよう努めます。

なお、通所支援や相談支援等の提供体制の確保に向けた具体的な取組については、「第1期夕張市障がい児福祉計画」に定めています。

事業名	事業内容	担当課
ことばの教室	ことばの教室を設置し、言語発達に障がいや課題がある幼児・児童の心身の健全な発達を支援しています。幼稚園、保育園、保健師など関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育に努めています。	教育課
特別支援教育の推進	障がいのある子どもに対して、北海道夕張高等養護学校や空知教育局と特別支援教育専門家チーム等の関係機関との連携を進め、子ども一人ひとりの教育的なニーズを把握して、適切な指導や必要な支援の充実を図ります。	教育課
障がい児の通所支援	指定の市内事業所において、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流促進等を図るための支援を行っています。事業所や関係機関との連携を密にし、子どもの特性に応じた必要な支援が行き渡るよう、サービス提供体制の確保に努めます。	生活福祉課

3-4 生活困難を抱える家庭と子どもへの支援

全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、各種制度やサービスを周知し、情報提供による経済的支援及び指導と相談による心の支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
保育料の軽減措置	市独自の保育料を設定し軽減措置を実施します。	教育課
就学援助費の支給	経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など、就学援助費の支給を行っています。	教育課

3-5 外国人児童に対する支援の充実

近年、外国人労働者等の在住外国人人口が全国的に増加しています。本市でも、外国につながる子どもとその保護者や教育・保育施設、関係機関に対して必要な支援を実施するなど、行政と関係機関が連携し、外国人児童・生徒が日本の文化や言語に馴染み、日本の生活に慣れるための支援を検討します。

基本目標 4 地域における子育て支援

4-1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

妊娠・出産期から子育ての時期まで、子育てに関する親の悩みや不安の解消を支援するために、各種支援や制度に関連する情報の提供、総合相談窓口をはじめ、各種相談体制の整備を行い、必要な場合には専門機関へつなげるために各機関との連携体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
育児教室	子どもの発達や育児について正しい理解を促し、適切な判断や育児行動が取れるよう関係機関と連携し、講話や実習、相談を行い、母親の育児力の向上を目指し支援します。	保健福祉課
相談機関の充実と関係機関との連携の強化	子育てについての不安や悩みを持つ保護者に対し、保育園や幼稚園など子育て支援施設による相談、援助を促進します。また、潜在化する児童の虐待や家庭環境に恵まれない子どもたちへの対応のため、地域の児童委員や家庭児童相談員、児童相談所など関係機関との連携を強化し、情報の共有に努めます。	教育課
子育てに関する情報提供	家庭における子育てを支援するため、保育園、幼稚園、母子保健、医療機関などに関する情報の提供に努めます。	教育課

4-2 地域における子育て環境の充実

地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進める必要があります。また、非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援など、地域ぐるみの支援体制を整備することが望まれています。

事業名	事業内容	担当課
街頭補導活動の充実	日常の巡回活動や祭典、お盆等の各種イベント時の街頭巡視活動及び各学校 PTA、自主防犯団体等関係機関及び夕張警察署補導委員会とも連携に努めます。	教育課
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。特に、児童福祉を専門に担当する主任児童委員との連携を密にし、さらに、児童福祉活動の充実と情報提供の推進に努めます。	生活福祉課 民生委員・児童委員協議会
児童相談・教育相談体制の充実	児童の生活や教育に関わる諸問題に対応できるよう家庭児童相談員、学校、各関係機関との連携の中で問題解決にあたっています。引き続き、連携を密にし、共通の認識と理解のもとで相談体制の充実に努めます。	教育課
子ども読書活動推進事業	りすた図書館による子どもへの図書貸出し業務のほか、読み聞かせ活動、巡回文庫など、市民ボランティア組織等の協力を得ながら、子どもたちの読書活動を推進します。	教育課
スポーツ環境の整備	文化スポーツセンターの施設整備や清水沢プール等スポーツ施設の運営を推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
スポーツ教室の開催	市民団体と連携し、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催に努めます。	教育課

4-3 子どもの居場所づくりの促進

共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴い、就学後の子どもたちが放課後に家で一人きりにならないよう、さまざまな学習や体験、交流の機会を併せ持つ子どもの居場所づくりが求められています。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、今後、放課後子ども教室の開設及び放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型の推進や、学校施設の徹底的な活用を図ることを検討します。

さらに、障がいをもつ子どもなど、特別な配慮が必要な児童への対応については、放課後等デイサービス等と連携を図るなど、適切な環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子どもの居場所づくり対策	放課後の児童の居場所づくりについては、学童クラブの他、旧中学校を活用した「子どもの居場所づくり運営業務」を実施します。 また、市地域おこし協力隊やボランティアが中心となって「子ども食堂」を支援します。	教育課

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

第1節 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(2) 本市における教育・保育提供区域

保護者の通勤上の都合などに合わせ、施設を選択する場合もあり、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや、区域内の量の見込み、量の調整が容易であり、利用者にとって利便性が高いことから、次のとおり夕張市全域を1区域として設定します。

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育施設		市内全域	現状の提供体制・利用状況を踏まえ、夕張市全域を1区域として設定します。
地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業		
	2. 地域子育て支援拠点事業		
	3. 妊婦健診事業		
	4. 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		
	5. 養育支援訪問事業・その他要 保護児童等の支援に資する事業		
	6. 子育て短期支援事業		
	7. 子育て援助活動支援事業		
	8. 一時預かり事業		
	9. 時間外保育事業 (延長保育事業)		
	10. 病児・病後児保育事業		
	11. 放課後児童健全育成事業		

第2節 幼児期の学校教育・保育、量の見込みと確保の方策

1. 量の見込みの設定

幼児教育・保育の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と、平成28年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに、本市の実情に応じて「量の見込み」を設定します。

2. 確保の方策の設定

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに本計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の方策を設定します。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり(保育認定)	主に保育園、認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1・2歳	保育の必要性あり(保育認定)	保育園、認定こども園、地域型保育に該当

3. 量の見込みと確保の方策

(1) 1号認定

【対象】 1号認定の3～5歳児及び2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	14	12	11	10
1号認定	12	11	10	9	8
2号認定（教育希望）	3	3	2	2	2
②確保の内容	70	25	25	25	25
特定教育・保育施設（幼稚園）	70	0	0	0	0
特定教育・保育施設（認定こども園）	-	25	25	25	25
差（②－①）	55	11	13	14	15

【確保の方策】

- 本市は定員 70 人の幼稚園 1 園を開園しており、待機児童は0、かつ利用希望児童に対して十分な提供量を維持しています。
- 令和3年4月1日開園を予定している認定こども園は、老朽化した市立ユーパロ幼稚園の閉園と市内保育園（1 園）の代替えとして、新たに認定こども園を設置するもので、定員数を教育・保育を合わせた 70 人としています。
- 現段階では定員の内訳は確定していませんが、本計画では、認定こども園移行後の1号認定の定員数を適切な幼児教育ニーズ量に基づく 25 人と仮定し、確保の内容とします。

(2)2号認定

【対象】2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	52	48	45	39	37
2号認定	52	48	45	39	37
②確保の内容	60	55	55	55	55
特定教育・保育施設 (保育園)	55	20	20	20	20
特定教育・保育施設 (認定こども園)	-	30	30	30	30
認可外保育施設	5	5	5	5	5
差(②-①)	8	7	10	16	18

【確保の方策】

○本市の認可保育園は、平成31年4月1日時点で市内に3園、認可外保育園は1園開園しています。また、平成30年7月から、新夕張保育園の利用定員数を実利用員に合わせて30人としています。

○3歳から5歳までの保育を必要としている子どもの受入体制は十分に確保されています。今後も、適正な定員の確保を図りながら、引き続き事業を実施します。

○令和3年4月1日開園を予定している認定こども園の定員の内訳は確定していませんが、本計画では、これまでの2号認定の保育ニーズ量から、令和2年度以降も十分な受入人数を考慮し、認定こども園移行後の保育の定員数のうち2号認定の確保の内容を30人とします。

(3)3号認定(0歳児)

【対 象】3号認定(保育の必要性あり)の0歳児

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	3	3	2
3号認定(0歳児)	4	4	3	3	2
②確保の内容	17	17	17	17	17
特定教育・保育施設 (保育園)	15	10	10	10	10
特定教育・保育施設 (認定こども園)	-	5	5	5	5
認可外保育施設	2	2	2	2	2
差(②-①)	13	13	14	14	15

【確保の方策】

○令和3年4月1日開園を予定している認定こども園の定員の内訳は確定していませんが、本計画では、これまでの3号認定(0歳)の保育ニーズ量から、令和2年度以降も十分な受入人数を考慮し、認定こども園移行後の保育の定員数のうち3号認定(0歳)の確保の内容を5人とします。

(4)3号認定(1・2歳児)

【対 象】3号認定(保育の必要性あり)の1・2歳児

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	23	22	19	17
3号認定(1~2歳児)	24	23	22	19	17
②確保の内容	28	28	28	23	23
特定教育・保育施設 (保育園)	25	15	15	10	10
特定教育・保育施設 (認定こども園)	-	10	10	10	10
認可外保育施設	3	3	3	3	3
差(②-①)	4	5	6	4	6

【確保の方策】

○令和3年4月1日開園を予定している認定こども園の定員の内訳は確定していませんが、本計画では、これまでの3号認定(1・2歳)の保育ニーズ量から、令和2年度以降も十分な受入人数を考慮し、認定こども園移行後の保育の定員数のうち3号認定(1・2歳)の確保の内容を10人とします。

第3節 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業）

1. 量の見込みの設定

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と平成28年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

2. 確保の方策の設定

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに本計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の方策を設定します。

3. 量の見込みと確保の方策

(1)利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

また、当該事業は第2期計画から「基本型・特定型」と「母子保健型」を分けての計画記載が国から求められることとなったことを受け、以下のとおり量の見込みと確保の内容を設定します。

量の見込みと確保の内容

(ア)基本型・特定型

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

(イ)母子保健型

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(か所)	0	0	0	0	0
②確保の内容(か所)	0	0	0	0	0

確保の方策

○子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援実施のため、円滑に利用できる新たな仕組みの構築を検討します。

○市民にとってより身近な相談事業となるよう、今後、取組の周知を徹底します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児（0～2歳）のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (月延べ利用者数・人)	12	11	11	10	10
②確保の内容 (提供体制・か所)	1	1	1	1	1

確保の方策

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる身近な場所を提供します。
- 本市では、平成30年度に清陵保育園にて、保護者と子どもを対象に親子ふれあい遊び等を行う「げんきルーム」を実施しています。
- 現状では1か所での開催で十分な提供量を維持していますが、今後、利用状況等をみながら増設を検討します。

(3) 妊婦健診事業

事業内容

母子保健法に基づく妊婦健診の確実な実施を図るもので、本市においては妊娠中の妊婦健康診査の健診費用を14回分、超音波検査を6回分助成しています。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	18	17	16	16	15
②確保の内容(人)	18	17	16	16	15
実施体制	道内の委託医療機関等による通年実施				

確保の方策

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配布するとともに、医療機関と連携し、妊婦の健康の保持増進が図られるよう推進します。
- 検査項目や実施時期は母子保健法の規定事項に準じて行っています。計画期間中も、現行の体制を維持します。
- 妊婦健康診査の内容や必要性について、周知を図り、受診率向上のための普及啓発活動を進めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、生後4か月未満の乳児のいる全てのお宅を保健師等が訪問します。

訪問では、赤ちゃんの体重を測ったり保護者のお話を伺いながら、赤ちゃんの順調な発育や母親の産後の体調回復等を確認します。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	18	17	16	16	15
② 確保の内容(人)	18	17	16	16	15
実施体制	保健師等による訪問				

※各年の妊婦の人数から量の見込みを算出

確保の方策

○本市の出生児から他市町からの転入児まで、全世帯に対して訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞くなど親が安心して育児が行えるよう助言をするほか、適切な支援につなげています。

○現体制での実施を継続します。

(5) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、適切な養育が行われるよう養育に関する支援(相談支援)を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	11	10	10	10	9
②確保の内容(人)	11	10	10	10	9
実施体制	保健師等による訪問				

確保の方策

○保健師等による訪問を行い、養育者に対し心身の不調、育児不安・孤立への支援等身体的、精神的支援を行います。

○継続援助が必要な世帯については、各種関係機関と連携を図り、支援を行います。

○事業の認知度を高めるため、利用者に対する広報活動を推進します。

(6)子育て短期支援事業

事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった0～5歳までの児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かるトワイライトステイ事業があります。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
②確保の内容(か所)	0	0	0	0	0

確保の方策

○潜在的なニーズはあると思われませんが、夕張市では、児童の宿泊等ができる受入施設となる児童養護施設が市内には設置されておらず、現実的な対応は難しいものと考え、本計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

(7)子育て援助活動支援事業(就学後)

事業内容

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と、援助を行うことを希望する人(提供会員)、その両方を兼ねる人(両方会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、6歳～11歳までの就学児を対象とする預かり等について記載しています。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保の内容(人日)	0	0	0	0	0

確保の方策

○潜在的なニーズはあると思われませんが、アドバイザーなどの人員を配置して体制整備を行ったとしても、それに見合う十分な利用が見込めない可能性があり、また、国庫補助事業の対象となるのは相当数の会員規模を確保することが要件となっていることなどから、本計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

(8)一時預かり事業

事業内容

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園その他の場所において不定期で一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(ア)幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用者数・人)	208	190	181	155	146
②確保の内容 (年間延べ利用者数・人)	400	400	400	400	400
差(②-①)	192	210	219	245	254

確保の方策

○現体制での実施を継続します。

(イ)その他保育園等における一時預かり

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用者数・人)	4	3	3	3	2
②確保の内容 (年間延べ利用者数・人)	307	282	259	238	218
差(②-①)	303	279	256	235	216

確保の方策

○本市においては、市内認可保育園で一時預かり(余裕活用型)を実施しています。

(9)時間外保育事業(延長保育事業)

事業内容

0～5歳の保育園利用者を対象に、認定こども園で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
②確保の内容(か所)	3	3	3	3	3

確保の方策

- 本市では、平成27年度から認可保育園(新夕張保育園、清陵保育園、沼ノ沢保育園)において、終了時間を30分延長し、18時30分としています。
- 保育士確保の課題もあり、国庫補助の対象となる11時間を超える時間外保育の実施は難しい面もあるため、引き続き現体制での実施を継続します。

(10)病児・病後児保育事業

事業内容

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しい0～5歳までの児童について、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用者数・人)	0	0	0	0	0
②確保の内容 (年間延べ利用者数・人)	0	0	0	0	0

確保の方策

- 本市では、保育士や看護師の専任配置や専用スペースの確保が困難なことや、利用者が必ずしも一定数いるとは限らず、安定した運営面での懸念がもたれることから、国からの助成を受けて(国の基準を満たして)の事業実施は現段階では難しい状況です。
- 本計画期間中の実施は当面見込まないこととします。

(11)放課後児童健全育成事業

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目標にした事業です。

量の見込みと確保の内容

(ア)市内全域

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(合計)	32	30	26	26	23
小学1年生	13	13	10	13	9
小学2年生	8	7	7	5	6
小学3年生	7	5	5	5	4
小学4年生	3	4	3	2	3
小学5年生	1	1	1	1	1
小学6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	50	50	50	50	50

(イ)清水沢学童クラブ

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	25	23	20	20	18
②確保の内容(人)	25	25	25	25	25

(ウ)若菜学童クラブ

(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	8	7	6	6	5
②確保の内容(人)	25	25	25	25	25

確保の方策

- 本市では、現在、清水沢と若菜の2か所で学童クラブを開設していますが、利用者ニーズに十分対応できていることから、現体制で継続して実施します。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ(学童クラブ)と放課後子ども教室の一体型の実施や待機児童解消を推進するとともに、小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施するなど、今後の両事業実施においては、学校施設の徹底的な活用に努めます。
- 発達障がいのある子どもなど、特別な支援が必要となる児童への対応については、放課後等デイサービスと併せた利用などを検討します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保育園・認定こども園等の保育料については、国が定める水準に基づいて各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。

本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には、負担軽減を図るために助成を行う事業です。

確保の方策

- 保育園の保育料は、国が定める公定価格を基に各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。
- 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
- 夕張市においては、財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討していくこととします。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

待機児童解消加速化プランによる保育の受皿拡大や「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育園、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

確保の方策

- 民間による教育・保育の実施体制を円滑に行うため、民間事業者の新規参入を推進するために、事業者の主体性を尊重しつつ、多様な事業者の参入について本事業の活用を検討していきます。
- 新規事業者の参入にあたっては、質的な担保も重要であり、第三者評価、保護者による評価をはじめとするチェックの体制づくりなど、サービスの質的向上を図る市の対応も必要になると考えます。

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関等との連携

本計画の基本理念「子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり」の実現のためには、行政だけでなく、市民、地域、事業者などの関係者（機関）が互いに協力し、本市の子ども・子育て支援を進めていく必要があります。

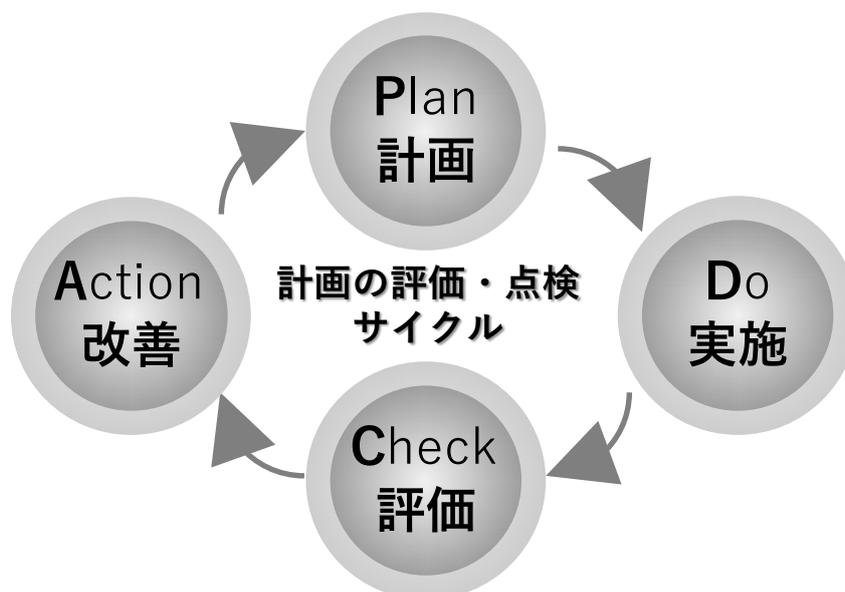
本計画の推進にあたっては、関係者（機関）や、学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「夕張市子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めていきます。

また、地域で活動する市民への支援などを通して、本市の子ども・子育て支援を推進する人材の育成にも取り組むとともに、地域で活動する団体との連携を深め、団体同士の交流を促進するなど、地域でのサポート体制を強化していきます。

第2節 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、本計画策定後も適切な進行管理を行うにあたり、計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。

また、本計画の進捗状況については、「夕張市子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。



夕張市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、夕張市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 夕張市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 子どもの保護者等
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) 市の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、3名以内とし、市長が定める手続により公募して選考する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱する日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開及び会議録の作成)

第8条 会議の公開及び会議録の作成について必要な事項は、別に定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育課子ども・子育て支援係において処理する。

(会議の運営)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(夕張市次世代育成支援対策行動計画に係る庁内検討会議設置要綱の廃止)

3 夕張市次世代育成支援対策行動計画に係る庁内検討会議設置要綱(平成21年11月24日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

夕張市子ども・子育て会議 委員名簿

■平成 30 年度

No.	所属	職名	氏名	摘要
1	子どもの保護者等		鳶坂 由美恵	公募委員
2	子どもの保護者等		外尾 真一	公募委員
3	(社) 夕張保育協会	事務局長	藤原 優介	
4	(社) 夕張保育協会	園長	谷垣 浩美	認可保育園
5	夕張豊生会 こじか保育園	園長	高野 ゆうき	認可外保育園
6	夕張市立ユーパーク幼稚園	園長	齋藤 秀昭	
7	夕張市校長会	会長	米本 智	
8	夕張市	理事	齋藤 幹夫	
9	夕張市	保健福祉課長	平塚 浩一	
10	夕張市	福祉事務所長	菅谷 雅之	

(敬称略・順不同)

■令和元年度

No.	所属	職名	氏名	摘要
1	子どもの保護者等		鳶坂 由美恵	公募委員
2	子どもの保護者等		外尾 真一	公募委員
3	(社) 夕張保育協会	事務局長	藤原 優介	
4	(社) 夕張保育協会	園長	谷垣 浩美	認可保育園
5	夕張豊生会 こじか保育園	園長	高野 ゆうき	認可外保育園
6	夕張市立ユーパーク幼稚園	園長	齋藤 秀昭	
7	夕張市校長会	会長	米本 智	
8	夕張市	理事	大友 秀樹	
9	夕張市	保健福祉課長	平塚 浩一	
10	夕張市	福祉事務所長	堀 靖樹	

(敬称略・順不同)

計画の策定経過

実施日	内容
平成 30 年 1 月 17 日 (木)	第 1 回夕張市子ども・子育て会議開催 (平成 30 年度) ・アンケート調査について
平成 31 年 11 月 1 日 (木) ～11 月 12 日 (月)	子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果について ・就学前児童 (0～6 歳) の保護者 / (有効回答数 88 票、 有効回答率 66.7%) ・小学生 (1～6 年生) の保護者 / (有効回答数 87 票、 有効回答率 55.8%)
平成 31 年 3 月 25 日 (月)	第 2 回夕張市子ども・子育て会議開催 (平成 30 年度) ・アンケート調査結果について
令和元年 9 月 2 日 (月)	第 1 回夕張市子ども・子育て会議開催 (令和元年度) ・第 2 期 夕張市子ども・子育て支援事業計画概要について
令和 2 年 3 月 11 日 (水) ～ 3 月 18 日 (水)	委員への書類審議 (令和元年度) ・第 2 期 夕張市子ども・子育て支援事業計画 (素案) の検討
令和 2 年 3 月 19 日 (木) ～ 3 月 25 日 (水)	パブリックコメントの実施

用語解説

あ行

育児休業

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

園庭開放

地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として、保育園等の園庭を開放すること。

か行

家庭的保育事業

地域型保育事業の一つ。家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象として、家庭的保育者の居宅その他の場所において行う保育のこと。

休日保育

日曜、祝日に家庭での育児が困難なときや、保護者が働いている場合に保育を行う制度。

教育・保育

6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する、市町村が設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。本市では、「夕張市子ども・子育て会議設置要綱」により設置。

子ども・子育て関連3法

待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法を指す。

- ①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本にした上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育園（特定教育・保育施設）を通じた共通の給付。

小規模保育事業

地域型保育事業の一つ。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6人～19人）を対象として行う保育のこと。

ショートステイ事業

「子育て短期支援事業」。保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで宿泊を伴う保育を行う事業のこと。

食育

食事をめぐる教育。食に関する正しい知識・適切な食習慣を子どものうちから身につけること。

た行

待機児童

保育園への入所申請をされていて、入所の条件を満たしているにもかかわらず、保育園等に入所できない状態にある児童のこと。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

地域型保育事業

少人数（19人以下）の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する。

特定教育・保育施設

市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）」のこと。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に関わる事業を行うものとして確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

な行

乳幼児

乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育園の機能や特性を併せ持っている。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法での定義）

病児・病後児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、保育園や医療機関などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（本市では依頼会員と呼ぶ。）と援助を行うことを希望する人（本市では提供会員と呼ぶ。）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。事前の会員登録が必要。

保育

乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。

基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。

保育園

0～6歳までの児童を対象とした児童福祉施設。保育園における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。

や行

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より開始された。幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる。幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。

幼稚園

3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。

ら行

量の見込み

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

全ての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期 夕張市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集 夕張市教育委員会

〒068-0536 北海道夕張市南清水沢4丁目48番地12

(夕張市拠点複合施設「りすた」内)

電話 : 0123-57-7582 FAX : 0123-57-7710
